



北海道

農業農村整備事業

設計変更の手引き

令和2年4月

北海道農政部農村振興局事業調整課

「農業農村整備事業設計変更の手引き」の改正について

農業農村整備事業の実施にあたり、これまでも業務の円滑化のため「設計変更の手引き」のほか「設計変更事例集」を作成し業務の参考としてきたところです。

今般、受発注者双方の業務の見直しを包括的に進める、働き方改革に対応した「業務改善プログラム」による、一層の業務の効率化を進めるため、設計変更の手続きについて検証及び改善の検討を進め、手続き方法や必要な様式について改正することとしました。

本書では、これまで別冊であった「設計変更の手引き」と「設計変更事例集」を一体化し、設計変更の範囲や手続きに必要な様式について明確化すると共に、様々な変更事例から整理した文例を記載し、工事監督員（業務担当員）、契約担当者が分かりやすく利用できるよう新たな「設計変更の手引き」として取りまとめました。

つきましては、設計変更手続きが効率的に行われるよう本書の活用をお願いします。

令和 2年 4月

農業農村整備事業設計変更の手引きについて（通知）

平成26年4月1日事調第1242号
農政部長から各（総合）振興局長あて

沿革 平成26年4月1日設計第1242号
一部改正 令和2年(2020年)3月30日事調第1523号

設計変更の円滑化を図るため農業農村整備事業設計変更の手引きを制定したので、適切に事務処理を行ってください。

なお、「道営農業農村整備事業における請負工事の設計変更について」（平成17年3月30日付け設計第838号事業調整課長、設計課長通知）は廃止します。

農村振興局事業調整課
事業契約グループ
設計施工グループ

第 I 編

設計変更の手引き

第 I 編 設計変更の手引き 目次

【工 事】

1	はじめに	I - 1
2	設計変更と契約変更	I - 1
	(1) 設計変更と契約変更	
	(2) 発注者・受注者の留意事項	
	(3) 設計変更に係わる資料の作成	
3	設計変更の契約条項の説明	I - 5
	(1) 設計変更に係る契約上の取り決め	
	(2) 主な条項の解説	
4	設計変更の種類	I - 9
	(1) 設計変更の定義	
	(2) 概数の確定による設計変更	
	(3) 工事内容の拡大に伴う設計変更	
	(4) 軽微な設計変更	
	(5) 設計変更の区分別の変更内容	
5	設計変更のフロー図	I - 13
	(1) 設計変更の適用条項選択フロー図	
6	設計変更の手順	I - 14
6 - 1	概数の確定による設計変更	I - 14
	(1) 設計変更の手続き	
	(2) 設計変更の手続きフロー図	
	(3) 概数の工種別運用例	
6 - 2	契約書第 17 条による設計変更	I - 21
	(1) 設計変更の手続き	
	(2) 設計変更の手続きフロー図	
6 - 3	契約書第 18 条による設計変更	I - 23
	(1) 設計変更の手続き	
	(2) 設計変更の手続きフロー図	
6 - 4	軽微な設計変更	I - 25
	(1) 設計変更の手続き	
	(2) 設計変更の手続きフロー図	

6-5	工事の一時中止	I-27
	(1) 設計変更の手続き	
	(2) 設計変更の手続きフロー図	
6-6	工期の変更	I-29
	(1) 設計変更の手続き	
	(2) 設計変更の手続きフロー図	
7	設計変更書類の作成について	I-31
7-1	設計変更上申書	I-31
7-2	設計変更理由書	I-31
7-3	設計変更概要表	I-32
7-4	設計変更書類等の記載例	I-33
8	設計変更に係るQ&A	I-41
8-1	概数に関する質疑について	I-41
8-2	拡大設計変更に関する質疑について	I-45
8-3	契約書第17・第18条(軽微含む)に関する質疑について	I-48
9	指定と任意の考え方	I-49
	(1) 仮設工の定義	
	(2) 指定仮設と任意仮設	
	(3) 設計変更の取扱い	
10	不可抗力による損害の取扱い	I-51
	(1) 工事中に受けた損害の負担	
	(2) 工事中災害であるための前提	
	(3) 損害の負担範囲	

第 I 編

設計変更の手引き

【工事】

1 はじめに

請負契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工事を施工することである。しかし、農業土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現場の自然条件・環境条件の下で施工されるという特殊性を有しており、常に設計図書と工事現場の不一致による設計変更等の問題発生が懸念される。そのため当初積算時に予見出来ない事態の変化や制約条件については、その前提条件を明示し、当初予見できない問題に対して受注者の的確な協議と発注者の迅速な対応により、設計変更を行う必要がある。

本資料は、設計変更の手続き等を円滑に行うため、既存の通知を踏まえ設計変更の手続き方法や留意事項について取りまとめた手引き書である。

2 設計変更と契約変更

(1) 設計変更と契約変更

ア 設計変更と契約変更

契約の変更とは、給付の内容、契約金額、契約当事者、危険負担、違約金の額など契約の内容を変更することをいう。

ここでいう契約の変更は、単に民法第513条に規定するところの債務の要素に変更ある場合だけに限らず、これら以外の変更（契約の同一性を失わない範囲の変更）、すなわち、規格、数量、請負代金、代金支払時期、危険負担、竣工期限、契約保証金・違約金などの変更をも含む。

設計変更とは、建設工事の施工に当たって契約の目的（工事内容の同一性）を変更しない限度において当該工事の設計仕様の一部を変更することである。

契約の目的（工事内容の同一性）とは、受注者が、①工事内容を ②落札金額で ③工期までに ④工事場所に建設することをいい、工事内容とは、①仕様書 ②設計図で示された工事量、構造、仕様等ということができる。

工事の請負契約においては、当初の設計・仕様書どおりに施工することが困難な事例が多い。土木工事は、風雨などの気象条件によって大きい影響を受けることが多く、また、工事の内容として土砂や岩石を対象とすることが多いので、施工数量などが変更となる事例が少なくない。農業農村整備事業の工事の施工についても、絶えず変化する施工条件の中で実施されており、工事途中で当初設計時の想定と異なる事象の発生は当然起こり得ることである。

また、工事価格の適正な設定は、当初発注時のみでなく、工事期間を通じて確保されることが不可欠であり、施工条件の変化に伴う設計変更は不可避的である。

工事途中で当初設計時の想定と異なる事象が発生した場合には、発注者が変更することを決定し、工期・請負代金額も変更となる可能性が高いことから、北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）の別記（第10条関係）建設工事請負標準契約書式契約書（以下、「契約書」という。）第1条において発注者及び受注者は設計図書に従い誠実に履行する（双務契約）ことを明記するとともに、契約書第17条等において、受注者からの通知を義務づけている。

このような施工条件の変化に迅速・適切に対応（設計変更）するためには、契約の根幹となる施工条件をあらかじめ明らかにしておくことが極めて重要である。

イ なぜ設計変更を行わなければならないか

請負代金額は、公示された設計図書（図面・仕様書等）に従って受注者が見積り、決定される。

適正な請負代金額を見積るためには、でき得る限り具体的な内容を公示し、必要な見積期間（1件の予定価格が5,000万円以上15日以上、5,000万円未満10日以上）を設定

しておかなければならない。

具体的な内容を公示するという事は、受注者に対して見積条件を明確にすることであり、さらには、工事をこの条件に従って施工しなければならないということである。

これらの条件とは、設計時点における測量調査の結果及び予想される施工条件等のことであるが土木工事では、当初の条件どおり工事を進められない事態を生じることがある。

この事態が生じる原因としては

- a) 工期が長期にわたること
- b) 屋外で施工するため、気象等の影響を受けること
- c) 調査に過大な努力、費用をかけるよりは、結果で判断・決定する方が有効な場合

などが上げられ、この結果として施工の途中で条件が変われば、それは受注者にとっては当初の見積条件が変わったことになる。

同時に、発注者の立場からすると、条件が変わることによって、工事内容を変更する必要が生じたり、場合によっては、工事の打切りなどの必要が生じることもある。

このため、当初設計の施工条件が変わることになれば、工事内容の変更、つまり設計変更を行って、請負代金額を変更することになる。

これを行わなければ、受注者が不当な損害を被る場合や、発注者が不必要な金額を支出する場合が生ずることになる。

以上のほかに、発注者の都合で工事内容を変更することがある。発注者は、工事目的物について、その規模、構造、仕様等を十分検討し設計を行い、請負契約を締結しているが、工事の施工途中において、その判断を変更せざるを得ない事態が生ずることがある。その場合は前に述べた工事の施工条件の変更等による工事内容の変更とは異なり、自らの意志で工事内容を変更しなければならない。

また、公共工事の施工は予算に基づいてなされており、請負代金額の増減や発注者が必要な費用等を負担しなければならない事態が生じたとき、予算の執行残額が少ないときは予算外の義務を負担する結果となり、会計制度の面からみて適正なこととはいえないので、そのような場合には工事内容を変更し、当初の請負代金額または発注者の負担し得る範囲内の増額等に相当する工事内容とする必要がある。

ウ 契約変更、設計変更の限界

当初契約を競争入札によったものの契約条項を変更することは、軽微な事項を除いては原則として許されない。

なぜならば、競争入札によった契約では、契約のすべての事項は入札の条件となったものであるから、軽微の事項は別として、これを契約締結後に変更することは、競争入札に付した目的、趣旨に反し、地方公共団体の側に不利益となるおそれがあるからである。

また、設計変更は施工条件等の変更による場合の他は発注者の自由な意志で行うことができる。しかし、当初契約が一定条件のもとに競争入札等に付されたものである以上、その内容を安易に変更するのは好ましくない。

したがって、例えば、契約の目的の規格、数量、対価の額、対価支払の時期、危険負担、竣工期限、契約保証金、違約金、支給材料、部分払等に関する事項は、当初各入札者が入札をする際の条件として、入札価格算定の基準となったものであるから、これらを契約締結後に変更することは許されない。

入札参加者は同一条件のもとに請負代金を算出し入札に臨んだものであり、これら変更を当初入札に付する時になしていたとすれば、他にもっと有利な入札をした者があったかも知れないからである。

つまり、契約変更、設計変更は工事施工上やむを得ないとき、あるいは住民の福祉からみて必要と認められる場合に限り行い得るもので、みだりに許容されるべきものではない。

この他に、契約理論上から設計変更の限界が考えられる。

設計変更には、質的な変更と量的な変更とがある。質的な変更とは、当初契約にはない工種が追加されるとか、あるいは当初あった工種が消滅したとかの変更であり、その内容により軽微とみなされる変更から重大な変更まで多様な変更の形態が考えられる。例えば、道路工事として契約したが、道路をとりやめ橋梁工事に変更しようとする場合は重大な変更にあたる。

質的な変更でも重大な変更にあたる場合は、契約の目的が変更される（契約の要素の変更）ので設計変更は許されず、新しい契約とみなされる。

量的変更とは、工事費の増加および減少による設計変更である。この場合は、契約目的に変更はないので設計変更は許されるが、契約書第 45 条の規定により工事内容を変更したため請負代金が3分の2以上減少したときは受注者に契約解除権があることから、著しい量的変更にあたる場合は契約の同一性を失うものとして設計変更はできないと解される。

(2) 発注者・受注者の留意事項

発注者は、設計積算にあたっては、工事を施工するにあたって必要な条件を明示するよう徹底する。また、工事実施にあたっては、契約書第 17 条、第 18 条に基づき適正な手続きを行う必要がある。

受注者においては、入札にあたっては契約図書をよく確認のうえ、疑義があるときには説明を求めることができる。また、工事の着手にあたっては設計図書を照査し（「設計図書の照査手引き」平成 23 年 1 月 12 日付け事調第 1106 号事業調整課技術管理担当課長通知参照）、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」して進めることが重要である。

また、設計変更を行うことの出来ない場合と、行うことの出来る場合は次のようなケースなどがある。

ア 設計変更を行うことの出来ないケース

以下のような場合においては、原則として設計変更できない。なお、災害時等緊急の場合はこの限りではない。

- ・設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
- ・発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合。
- ・建設工事請負契約書及び土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合。
- ・正式な書面（工事施工協議簿等）によらない事項（口頭での指示・協議等）の場合。

イ 設計変更を必要としないケース

- ・受注者の任意の都合による提案を発注者が「承諾」して施工した場合

ウ 設計変更を行うことが可能なケース

次のような場合においては設計変更を行うことができる。

- a) 設計図書に誤り又は脱漏がある場合（契約書第 17 条第 1 項 2 号）
 - ・条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合。
 - ・条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
 - ・条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導警備員に関する一切の条件明示がない場合。
- b) 設計図書の表示が明確でない場合（契約書第 17 条第 1 項 3 号）
 - ・土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合。
 - ・仮橋の参考図は明示されているが、荷重条件や制約条件等の設計条件の明示がない場合。
 - ・仮締切である大型土の参考図は明示されているが、河川条件等の設計条件の明示がない場合。

- い場合。
- c) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しない場合
(契約書第 17 条第 1 項 4 号)
- ・設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合。
 - ・設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合。
- d) 発注者が変更の必要があると認める場合 (契約書第 18 条)
- ・関係機関等との協議結果により変更を行う必要がある場合
 - ・工事内容を拡大する必要がある場合
- e) 自然的若しくは人為的な事象で受注者の責めに帰すことができない場合で工期若しくは請負代金額の変更の必要があると認める場合 (契約書第 19 条第 3 項)
- ・当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合、又は受注者の責によらず工事を中止せざるを得ない場合

など

(3) 設計変更に係わる資料の作成

ア 設計照査に必要な資料の作成

受注者は、当初設計等に対して契約書第 17 条第 1 項に該当する事実が発見された場合、工事監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。
なお、これらの資料作成については受注者が行う照査の範囲であり、契約変更の対象としない。

受注者による「設計図書の照査」範囲を超えると考えられる事項・事例は次のとおり。

- ① 現地測量の結果、横断面を新たに作成する必要があるもの。又は縦断面計画の見直しを伴う横断面の再作成が必要となるもの。
- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断面の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断面の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断面計画の見直しが必要となるもの。
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑤ 構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。
- ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑧ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑨ 土留め等の構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑩ 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計。
- ⑪ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ⑫ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。

※「設計図書の照査の手引」による

イ 設計変更するために必要な資料の作成

契約書第 17 条第 1 項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、契約書第 17 条第 5 項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に対応される場合、以下の手続きにより実施するものとする。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。

- ②設計変更するために必要な資料の作成について、協議の上、発注者が書面により指示する。
- ③発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については契約変更の対象とする。

3 設計変更の契約条項の説明

(1) 設計変更に係る契約上の取り決め

(北海道建設工事執行規則別記 建設工事請負標準契約書による)

施工条件の変更に伴う契約上の取り決めについては、契約書の中に各条がある。

第 7 条	特許権等の使用
第 14 条	支給材料及び貸与品
第 16 条	設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等
第 17 条	設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等
第 18 条	設計図書の変更
第 19 条	工事の中止
第 20 条	受注者の請求による工期の延長
第 21 条	発注者の請求による工期の短縮等
第 22 条	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更
第 25 条	臨機の措置
第 26 条	一般的損害
第 27 条	第三者に及ぼした損害
第 28 条	不可抗力による損害
第 29 条	請負代金額の変更に代える設計図書の変更
第 32 条	部分使用
第 40 条	契約不適合責任

(2) 主な条項の解説

契約書の各条のうち、実際に現場で取扱う頻度の高いものの解説は次のとおり

ア 設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等（契約書第 17 条）

本条は、設計図書と工事現場の状態とが異なる場合、設計図書の表示が不明確な場合、設計図書に示された施工条件が実際の工事現場と一致しない場合、工事の施工条件について予期し得ない特別の状態が生じた場合等においては、受注者はその旨を発注者に通知しなければならない。通知を受けた発注者は調査を行い必要があるときは、設計図書を訂正又は変更し、工期又は請負代金額の変更等を行うべきことを規定したものである。

a) 受注者の通知義務（契約書第 17 条第 1 項）

第 1 項は、設計図書と工事現場の不一致の場合など列挙された事実が発見された場合には、現場代理人は、工事監督員に書面により通知して、工事監督員による確認を求めなければならないことを規定している。第 1 項各号に掲げられた事項をめぐっては紛争が生じやすいだけでなく、契約の根幹となる事項であることから、書面によって明白な証拠を残しておくことが重要である。現場代理人が工事監督員に通知しなければならない事実は、次のとおりである。

条件変更の理由	解 説	適用条項
(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。 (これらの優先順位が定められている場合を除く。)	設計図書自体（図面、仕様書、現場説明書）及び現場説明に対する質問回答書の内容がそれぞれ一致していない場合をいう。	第17条 第1項第1号
(2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。	設計図書に記載ミスまたは記入もれがあること、表示すべきことが表示されていない場合をいう。	第17条 第1項第2号
(3) 設計図書の表示が明確でないこと。	表示が不十分、不正確、不明確で、実際の工事の施工に当たってどのように施工してよいか判断がつかない場合等をいう。	第17条 第1項第3号
(4) 工事現場の形状、地質、わき水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しないこと。	掘削する地山の高さ、埋立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状について設計図書の表示と異なる場合、又は自然的な施工条件（地質・湧水等の状態、地下水の水位等）、人為的な施工条件（地下埋設物・地下工作物・土取場・土捨場・通行道路の指定等）が設計図書の表示と異なる場合をいう。	第17条 第1項第4号
(5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。	自然的な施工条件が明示されておらず、しかも工事現場の周囲の状況からして特に予想し得なかったもの、たとえば一部に軟弱な地盤があったり転石があったなどが考えられ、特殊な場合としては、酸欠空気又は有毒ガスの噴出等がある。 人為的な施工条件としては、予想し得なかった騒音規制、交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見や第三者による事業の妨害などがあげられる。	第17条 第1項第5号

第1号、第2号、第3号の2つ以上にあてはまるような事例もあるが（例えば、設計図書に誤りがあるために、設計図書の構成文書が一致しない場合等）、いずれに該当するとしても、その効果に差はないので、どの号に該当すべきか論じる益はない。

b) 調査（契約書第17条第2項）

工事監督員は、現場代理人から第1項各号に掲げる事実について確認を求められたとき又は、自ら第1項各号に掲げる事実を発見したときは、現場代理人の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。第1項各号に掲げる事実の調査については、施工条件の変更、工事目的物の変更が行われるか否か、ひいては、工期又は請負代金額の変更等が行われるか否かの基礎となるものであり、受注者としても、重大な利害関係を有することであるため、受注者の立場の保護を図るために、現場代理人の立会いの上、行うこととしている。ただし、

現場代理人が立会いに応じない場合には、自ら権利を放棄するのであるから、工事監督員は、現場代理人の立会いを得ずに調査を行うことができる。

c) 調査結果のとりまとめ（契約書第17条第4項）

発注者は、受注者の意見を聴いて、調査結果に基づいて必要と考えられる指示を含めて、調査結果をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、指示を含めた調査結果を受注者に書面により通知しなければならない。この場合の指示は、規定の全般の趣旨からみて再調査等事実の確認に関するもの、あるいは、とりあえずの工事の中止、応急措置等の当面の措置に関するものと解される。

d) 設計図書の訂正又は変更（契約書第17条第5項）

第1項各号に掲げる事実が発注者のとりまとめた調査結果で確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行うべきことを規定している。

工事の施工に必要な工事目的物の構造、仕様等の事項は、全て設計図書に定められており、逆に、設計図書に定められていない施工方法等の事項については、自主施工の原則により受注者の判断で決められるものである。

「必要があると認められるとき」とは、発注者の意思によって決められるものではなく、客観的に決められるべきものであり、調査の結果、第1項各号に掲げられた事実が確認されたが、それがあまりに軽微であり、設計図書の訂正又は変更をしないで、当初の設計図書に従って施工を続けても支障がない場合等を除き、設計図書の訂正又は変更が行われるべきである。

なお、必要があると認められるときであるのに、設計図書の訂正又は変更が行われない場合、あるいは、現場代理人が通知したにもかかわらず、工事監督員が調査をしない又は調査結果のとりまとめを行わない場合において、契約の履行が不可能となったときには、受注者は、契約書第 45 条第1項第3号の規定により契約を解除することができると解すべきである。

e) 工期又は請負代金額の変更（契約書第17条第6項）

設計図書の訂正又は変更が行われた場合には、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、又は損害を及ぼしたときは必要な費用を発注者が負担するとした規定である。

事情の変更により設計図書の訂正又は変更が行われた場合には、受注者が施工する工事が変わることとなるため、発注者と受注者の権利義務のバランスをとるとの要請から、工期又は請負代金額の変更を行うのが当然であり、また、設計図書の訂正又は変更に伴い受注者が被った損失を発注者が負担しなければならないことはいうまでもない。

同項の「必要があると認めるとき」は、「工期若しくは請負代金額を変更」のみにかかるが、「必要があると認めるとき」か否かは、客観的な判断に基づくものであり、発注者又は受注者が認めるときを意味するものではない。したがって、設計図書の変更が行われても全く工期、請負代金額に影響を及ぼさないといった特殊な場合を除き、工期又は請負代金額の変更が行われなければならない。なお、工期又は請負代金額の変更とは、どちらか一方のみを変更すればよいとの意味ではなく、工期と請負代金額の双方又はその一方を変更すべきことを意味している。工期の変更方法については、契約書第 23 条の規定に、請負代金額の変更方法については、同第 24 条の規定によることとなる。

また、「必要な費用を負担」において「費用の負担」という用語を用いているのは設計図書に誤りがある場合のように「発注者の過失」による損害賠償の性質を持つものと、予期することができない特別な施工条件の発生等の事情変更に伴って生じる受注者の費用の填補（負

担)の性質を持つものが混在しているからである。

「必要な」としているのは、通常合理的な範囲内で相当因果関係があるものについて負担するという意味であり、それ以上の限定をつけるためのものではない。

負担すべき費用の算定方法については、契約書第24条第3項に規定があり、発注者と受注者が協議して定めることとなっている。

イ 設計図書の変更 (契約書第18条)

本条は第17条「設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等」における施工条件の変更等とは異なり、発注者自らの意思で設計図書を変更できることを規定したものである。

発注者は、その都合によって設計図書を変更できる。そして、その場合、必要があれば工期又は請負代金額の変更等を行わなければならない。また、設計図書の変更により受注者に損害を与えたときは必要な費用を負担しなければならない。

発注者は、工事目的物の目的、構造、使用等を十分検討した後に設計を行い、請負契約を締結すべきであるが、工事の施工途中においてその意思・判断を変更せざるを得ない事態が生ずることもある。その場合には、発注者自らの意思で設計図書を変更しなければならないこととなる。このため、原契約を根本から変えるような変更は別として、発注者が設計図書の変更(契約の目的(工事内容の同一性)を変更しない限度において)を任意に行えるようにしている。

なお、設計図書の変更によって、請負代金額が3分の2以上減少した場合には、受注者は第45条の規定によって契約を解除することができる。また、請負代金額が相当額程度増加する場合についても新たに追加される工事が当初の契約に基づく工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約を結ぶことが適当である。

設計図書の変更理由	解 説	適用条項
(1) 計画、工法、仮設工等の変更	発注者自らの意思により設計図書を変更させる場合である。	第18条
(2) 拡大設計変更	当初契約金額の3割以下で、かつ、3,000万円以下*の増額の場合の追加工事	第18条

※当面の間、3,000万円の上限は廃止して運用「平成26年3月3日付け 事調第1090号」

ウ 工事の中止 (契約書第19条)

本条は、自然的又は人為的な事象であって、受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合に行う工事の中止について規定したものである。

自然的又は人為的な事象により、受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合には、受注者が工事を施工する意思を持っていても工事を施工することができず、事実上、工事を中止せざるを得ない。このような場合には、発注者が工事の中止を受注者に命じなければならないという義務規定であり、工期又は請負代金の変更等が適正に行われることを確保しようとしているものである。

中止の理由	解 説	適用条項
(1) 工事用地等の確保不可又は天候その他不可抗力による中止	発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため(第16条)施工できない場合、設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため(第17条)施工を続けることが不可能と認められる場合、埋蔵文化財	第19条 第1項

	の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為、工事現場の地形等の変動などの理由で工事を施工できないと客観的に認められる場合、全部又は一部の施工を中止しなければならない。	
(2) 前項の規定のほか、必要がある場合における中止	第1項に規定する発注者が工事の中止を指示しなければならない場合以外で発注者が中止する必要があると認める場合。第18条に基づく設計変更をしようとしている場合で工事を続行させると設計変更時に工事の手戻りが生じる場合等。	第19条 第2項

エ 請負代金額の変更に代える設計図書の変更（契約書第29条）

本条は、請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、公共工事の予算的制約等特別の理由がある場合には、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更できることを規定したものである。

現場不符合等によりやむを得ず増額となった場合に、公共工事の予算的制約等特別の理由があるときは、工事内容を変更し、請負代金額を増額しない変更を行うものである。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

4 設計変更の種類

(1) 設計変更の定義

設計変更とは、原則として設計図書に記載されている工事目的物の内容（形状、寸法、材質、規格、数量）及び施工条件等に変更が生じる場合、契約図書の規定に従い、設計図書の一部を変更することをいう。

(2) 概数の確定による設計変更

概数等発注とは、早期発注及び設計積算業務の効率・合理化、施工条件の明確化などを図るため、概数等による工事の発注に関する事務の取扱いを定められた「道営工事等の概数等発注事務取扱要領の制定について」（平成9年3月11日付け事調第2059号）及び「道営工事等の概数等発注事務取扱要領の取扱いについて」（平成17年3月31日付け設計第839号）に基づき、工事の発注に際して当初設計の工事数量の全部又は一部を概数で積算し、契約締結後に、概数公示した工事数量の確定を行う設計変更をいう。

農業農村整備事業における一般的な予算価格の設定は、測量・調査・設計を委託し、施工計画を想定し、委託成果品に基づき、単価・歩掛表により積算した資料を参考に決定している。

農業農村整備事業（工事）特性、更には、測量・調査・設計委託時と発注時との条件変化、委託成果品の精度（特に測量精度）、調査に課題な時間・費用を費やしても工事費算出精度を高める効果が少ないもの等々、設計変更せざるを得ない要因が多々ある。

概数等による発注とは、工事費、工期等に著しい影響を与えない範囲において当初設計の工事数量の大部分又は一部を「概数」（不確定数量）として施工条件明示することである。

すなわち、従来の設計変更（軽微を含む）が確定数量の条件変化対応に対して、概数等による発注は発注者・受注者がお互いに「変わり得る数量であり、相互確認しあって施工する」ことを確認し、概数の確定による設計変更を契約条件とするものである。

(3) 工事内容の拡大に伴う設計変更

変更額が当初契約額の3割以下で、かつ、3,000万円以下*の増額の場合に限り、早期に事業効果を発現する観点から、工事内容の追加を行う設計変更をいう。

農業農村整備事業においては、事業効果の早期発現を図るため、追加工事のうち規模の小さいものについて設計変更で対応することにより、速やかな工事着手が図られ、これにより事業効果の早期発現が図られる場合で、上記の限度額以内の場合に拡大設計変更により対応出来ることとしている。適用に当たっては、工事等級が上位となる変更や地域要件などの入札参加要件に変更が生じないよう留意すること。

また、拡大設計変更を行うに当たって、対象工事は「工事請負契約における「随意契約のガイドライン」の設定について（平成14年3月29日付け事調第2574号3部長通知）」によることのできる工事とし、その基本的な考え方は「分割または同一地区内等での工事の発注について（昭和51年5月7日付け開総第476号農地開発部長通知）」による。拡大設計変更を行う理由は「予算の追加」、「請負残の執行」等、予算消化は拡大設計変更の理由とならないため、具体的な変更理由を明確にしなければならない。

ただし、当初発注時の特記仕様書で全体工事の一部として、明示している場合は変更理由を「7 設計変更記載例 7-4 設計変更書類等の記載例」のとおり省略することができる。特記仕様書に記載する場合の記載例は次のとおり

当初から特記事項にある条件を明示して工事量を追加する場合（線・面工事共通）

- ・〇〇について・・・が整い、予算が確保された段階で実施する場合がある。
- ・〇〇について協議中であるが、了した段階で実施する場合がある。
- ・〇〇について予算の確保及び地元調整等が整った段階で地区内におけるほ場の一部を追加する場合がある。

また、当初発注時に想定できなかったことから、特記事項に条件明示されていない場合や、緊急性から想定されていない場合などについては、第三者への恣意的な運用と誤解を回避するためにも、次の要件を満たす内容が望ましい。

- ・追加しようとしている工事の緊急性
- ・現場条件等から、別途発注で対応できない理由

なぜ、拡大設計変更に限度額が設けられているか。設計変更には前述したとおり限界がある。

設計書の閲覧に供した内容（例えば工事数量、工期など）は、当初各入札者が入札をする際の条件として、入札価格算定の基準となったものであるから、それらの変更を当初入札に付する時になしていたとすれば、他にもっと有利な入札をした者があつたかも知れないからである。

したがって、契約の目的（工事内容の同一性）を変更しない限度において設計仕様の一部を変更することに限定されている。

※当面の間、3,000万円の上限は廃止して運用「平成26年3月3日付け 事調第1090号」

(4) 軽微な設計変更

建設工事事務の簡素合理化を図り、もって事業の適期、効率的執行を確保するために定められた「建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領の制定等について（昭和46年12月1日付け局総第562号副出納局長通知）」に基づく設計変更をいう。

設計変更を行ったときは、新請負金額により契約変更を行うが、その後も設計変更が生じれば再度契約変更の手続きを行わなければならない。

変更の設計にはかなりの時間を要するものであり、また新設計が確定するまで工事を中止することは、設計変更の時期を失することとなりかねないので、概略によって変更を行い、設計変更時又は、工事完成前に一括して変更を確定させるものである。

軽微変更の範囲は、設計変更に伴う請負代金額の増減見込額の累計が現請負代金額の30%以内で、かつ1,500万円未満（新工種については、750万円未満）のものとする。

契約書第17条や第18条による変更に伴い、附带的に工事量の変更が必要となる場合は、軽微な設計変更により取り扱うことができるものとする。

なお、次のものは除く。

- ・重要な変更
- ・他機関の承認を必要とするもの
- ・議会の議決（知事の専決処分を含む）を経た請負工事
- ・工期の変更を必要とするもの（工期については別途工期変更を行ってから軽微変更を行う。）
- ・変更金額に関わらず工事内容の追加を目的とする拡大設計変更

(注) 重要な変更とは構造計算及び水理計算の結果、設計寸法・形状や材質の変更を伴うもの（面工事は除く）を想定している。

また、農業農村整備の面工事は、発注後、当初予定していた施工箇所が気象条件や受益者の営農計画の変更により施工できない箇所が生じ、施工箇所の変更を余儀なくされる場合がある。

このような場合については、「道営農業農村整備事業の面工事に係る事務取扱いについて（平成7年4月5日付け設計第16号農政部長通知）」及び「道営農業農村整備事業の面工事に係る事務取扱の運用について（平成7年4月5日付け設計第17号事業調整課長、設計課長通知）」に基づき変更等の手続きを行う。

軽微な設計変更の適用範囲

軽微な設計変更	新工種が生じない場合	新工種が生じる場合
増減見込額の累計	現請負代金額の30%以内で、かつ、1,500万円未満	左記、かつ、当該新工種に係る請負代金相当見込額の累計が750万円未満

(注) 1 増減見込額の累計が上記に該当する場合であっても、工期を変更する必要がある場合は、「軽微な設計変更」は適用できない。

2 増減見込額の累計とは「軽微な設計変更」上申ごとの増減額の絶対値の累計（プラス、マイナスに関係なく加算して得た額）であり、増減額の相殺額ではないことに留意すること。

例) 1回目の軽微変更で700万円の増額見込み、2回目の軽微変更で900万円の減額見込みの場合の増減見込額の累計は-200万円ではなく、1,600万円となり、この場合、2回目の上申時は軽微な設計変更を適用できないため、この段階で軽微総括と通常的设计変更（第〇回設計変更）により請負代金額を変更しなければならない。

3 新工種とは、工事積算体系において、仮設工及び共通仮設費については新たな種別（B2レベル）、それ以外は新たな工種（B1レベル）が追加となる場合である。

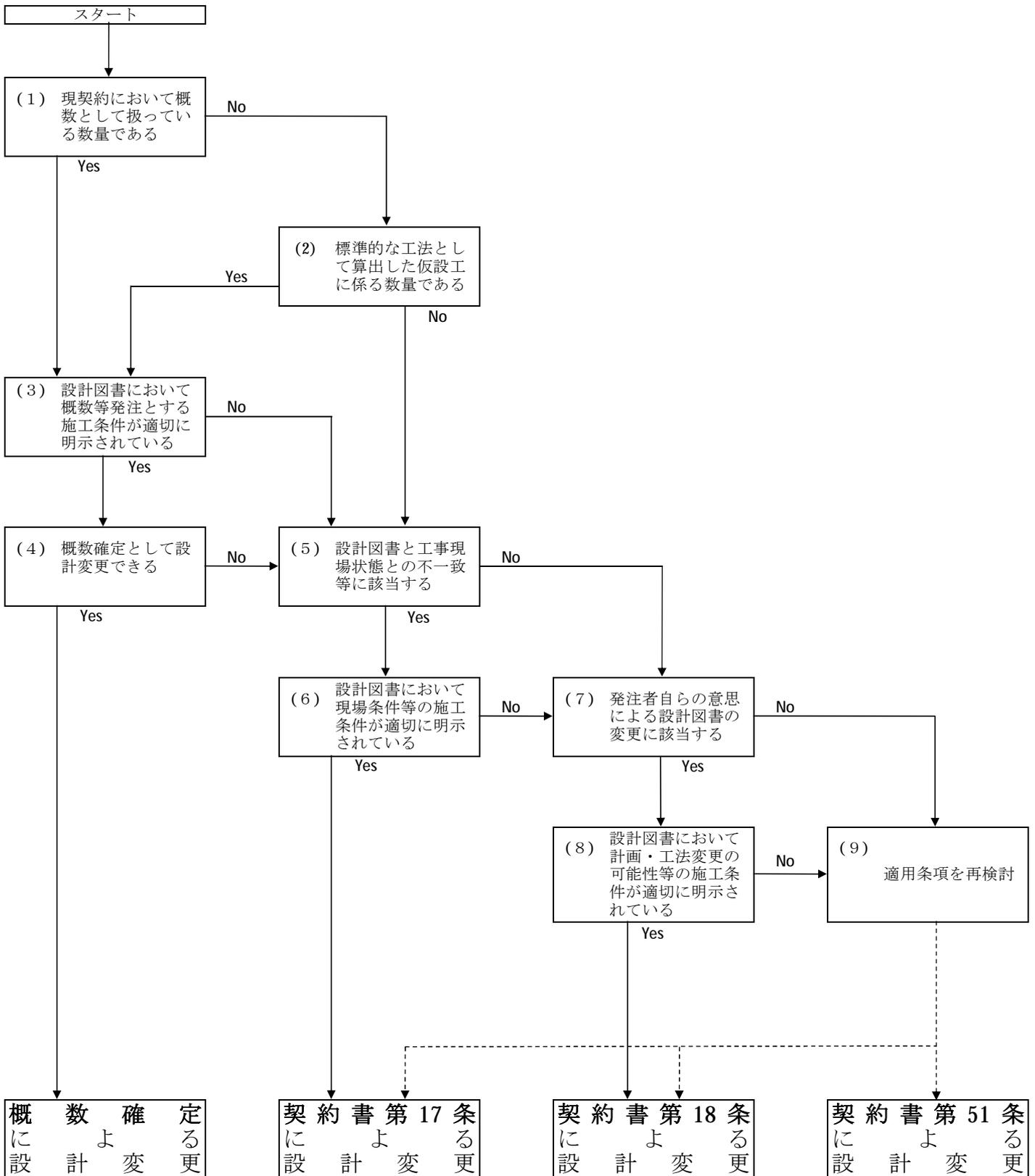
(5) 設計変更等の区分別の変更内容

種類 内容	概数の確定による設計変更	拡大設計変更	軽微な設計変更	通常的设计変更
金額制限の規定	なし	あり 変更額が当初契約額の3割以下で、かつ、3,000万円以下*	あり 増減見込額の累計が現請負代金額の30%以内で、かつ、1,500万円未満（新工種は750万円未満）	なし
工事中止指示 (契約書第19条)	できない	できない	できない	発注者が必要と認める場合
変更部分の工事着手	工事施工協議簿による確認後	設計変更を通知し受注者の承諾後	軽微な設計変更の通知後	設計変更を通知し受注者の承諾後
工期の変更 (契約書第23条)	できない	できる	できない	できる
設計変更の時期	概数の全部又は一部が確定した時点	変更部分の工事着手前	軽微の範囲を超える時点又は工事完了前	変更部分の工事着手前

※当面の間、3,000万円の上限は廃止して運用「平成26年3月3日付け 事調第1090号」

5 設計変更のフロー図

(1) 設計変更の適用条項選択フロー図



6 設計変更の手順

6-1 概数確定による設計変更

(1) 設計変更の手続き

ア 受注者は、概数の部分について設計図書と現場を照査し、既存資料を活用して変更内容が確認できる説明資料（図面・数量調書等）を作成し工事監督員へ提出する。

イ 工事監督員は、上記アにより提出された図面等を速やかに照査・検討を行い、現場代理人と概数部分について協議した上で、工事着手前に相互に工事施工協議簿で確認する。なお、概数の変更がなくても工事施工協議簿の作成は必要である。

ウ 工事監督員が作成した工事施工協議簿は、速やかに所属長へ報告し、承認を得た後、工事に着手することができる。工事施工協議簿は、合意事項のあった日毎に作成するものとし、速やかな決裁を行うものとする。

エ 設計変更は工事の概数部分の一部または全部が確定した時点で行うものとする。ただし、概数以外の部分の設計変更を行う必要が生じた場合は、概数の全部または一部の設計変更を合わせて行うこともできる。

オ 工事監督員は、建設工事事務取扱標準様式（昭和48年4月2日局総第151号）第35号様式（設計変更上申書）（以下、単に「第〇〇号様式」という。）により支出負担行為担当者に上申する。

カ 設計変更を行うことを決定する。

変更後の請負代金額となるべき額を次式によって算定する。第36号様式（設計変更決定書）により決定する。

$$\text{新請負代金額} = \text{新設計金額} \times \text{現請負代金額} / \text{現設計金額}$$

キ 変更後の設計図書と請負代金の増（減）額を記載した変更契約書を添付し、受注者に対して設計変更の通知を第37号様式（工事の設計変更について）により行う。

なお、この文書には協議開始の日付けが記載される。

ク 受注者は第39号様式（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。

このやりとりにより書面による発注者と受注者との協議が成立したものとする。変更契約書を受理した場合はすみやかに契約事務担当に進達すること。

(3) 概数の工種別運用例

ア 線工事

概数の確定による工事量（工事目的物）の変更は基本的にできないが、用地買収を行わず、図上で求める等簡易な方法で延長を算定し発注せざるを得ない工種の場合は、延長を概数とすることができるものとする。ただし、条件明示した起終点の変更については、通常的设计変更によるものとする。

1) 準備工

① 伐開、すき取り

・伐開すき取り面積は概数扱いとしてよいが、施工範囲を公示するとともに、着手前に協議により確定する。

2) 道路工 ☆平面図、標準断面図、起終点、延長等を公示する。

① 土工

流用土

基本的にすべての数量を概数扱いすることができる。

・現地盤線、岩盤線が不確定である場合、各土量を概数とできる。
・流用、運搬距離も同様に概数扱いとするが、土捨場を新たに設ける等で必要となった単価は「新工種」として通常的设计変更によるものとする。

確定は、現地確認後、横断面図、土積計算書による。

② 法面工

☆道路工に加え、工法を公示する。

法面工数量が不確定である場合、これを概数とできる。

確定は、現場法面展開図等による。

※ 工法の変更は通常的设计変更によらなければならない。

③ 路盤工（下層路盤、凍上抑制層）

・導水盛土路肩等付帯工延長が不確定の場合、路盤数量を概数とできる。

確定は、土工定規図、材料表による。

※ 標準土工定規図の置換厚、路盤構成、幅員の変更は工法変更であり通常的设计変更をしなければならない。

④ 路床排水

・付帯工の位置、箇所数が不確定である場合、概数とできる。

確定は、材料表による。

⑤ 舗装工

補足砂利

☆（道路工に加え）補足砂利量を公示する。

・補足砂利量が不確定の場合、前年度の実績又は近傍のデータ、あるいは調査設計時の数値を概数とできる。

確定は、現地測量調査等を行った上で、材料表による。

⑥ 付帯工

イ) 横断暗渠

- ・ 公示した起終点の範囲内における位置が不確定の場合、概数扱いとできる。
 - ・ 位置のみの変更は概数扱いとするが、管径、管種、基礎形式の変更については、それに伴う水理構造計算が必要となることより通常的设计変更によるものとする。
- ロ) 取付道路
- ・ 公示した起終点の範囲内における位置、箇所数が不確定の場合、概数扱いとできる。
 - 確定は、現地調査等を行った上で、位置、箇所数について行う。
- ハ) 側溝工
- ・ 公示した起終点の範囲内における止水壁、集水柵等の位置、箇所数及び取付道路の変更に伴う延長等が不確定の場合、概数とできる。
- ニ) 安全施設
- ・ 公示した起終点の範囲内における視線誘導標、ガードケーブル等の数量、延長が不確定の場合、概数とできる。
 - 確定は、現地調査等を行った上で、数量、延長について行う。
- ※ 付帯工の位置の変更を概数扱いする場合は、特記仕様書に「〇〇工の施工位置については、工事監督員と協議し決定すること。」と付記する。
- 3) 用・排水路工 ☆平面図、標準断面図、起終点、延長等を公示する
- ① 土工
- ・ 道路工による
- ② 水路装工
- ・ 公示した起終点の範囲内において、曲線部補正をしない数量を使用する場合やブロック、トラフの布設替え等の再使用個数が不確定の場合、延長、面積を概数とすることができる。
 - 確定は、現地調査等を行った上で、平面図、展開図等により行う。ブロック、トラフの取り外しについては、取り外し後に現地確認調査を行い、数量の確定を行う。
- ③ 付帯工
- ・ 公示した起終点の範囲内において、流入工ドレーン、止水壁、集水柵等作工物の位置、箇所数が不確定の場合、概数とすることができる。
 - ・ 畑地かんがいにおける給水栓の位置について概数とすることができる。
 - ・ 確定は、現地確認等を行った上で判断し、位置、箇所数について行う。
- ※ 落差工、階段工、合流工等で構造計算を伴う主要構造物と考えられるものの位置、箇所数は概数扱いできない。
- ※ 位置の変更を概数扱いする場合の特記方法は、2) 道路工 ⑥付帯工と同様とする。
- 4) 防鹿柵工
- ☆平面図、標準図、起終点、延長等を公示する
- 図上等から求めた延長等の数量が不確定な場合、これらを概数とすることができる。
- ※ 起終点の変更は通常的设计変更によるものとする。
- 5) 仮設工
- ① 土留工
- ☆標準図等を公示する
- 延長が不確定の場合、概数とすることができる。

確定は、現地確認等を行った上で材料表等による。

- ② 仮設道路 ☆平面図、標準断面図、起終点、延長、用地確保範囲等を公示する。
- ・延長、土量等が不確定の場合、概数とすることができる。
 - ※ 「構造や仕様、施工方法」「設計条件、施工条件」について明示している場合における工法の変更、起終点の変更は通常的设计変更による。
- ③ 仮締切
- ☆平面図、標準断面図、延長、数量等を公示する。
 - 数量が不確定の場合、概数とすることができる。
- ④ 支保工
- ☆平均高さ等を公示する
 - 数量が不確定の場合、概数とすることができる。
 - 確定は、現地確認等を行った上で材料表等による。
 - ※ 土留工、支保工が不適切なために、労災事故の原因となる場合もあるので、安全性等を十分検討して工法の承認をするとともに、現場の確認を行うこと。
- ⑤ 仮排水路
- ☆排水量、標準断面図を公示する
 - 数量が不確定の場合、概数とすることができる。
 - ※ 「構造や仕様、施工方法」「設計条件、施工条件」について明示している場合における工法の変更は通常的设计変更による。
- ⑥ 水 替
- ☆排水量を公示する。(河川等の水替、各種構造物の水替等)
 - ポンプの口径、台数、日数の変更は、概数扱いとすることができない。
 - ※ 排水量(ポンプの口径、台数)は条件の変更なので通常的设计変更を行うことができるが、日数は受注者の責めによるものは設計変更できない。
 - ※ 「構造や仕様、施工方法」「設計条件、施工条件」について明示している場合における工法及び明示した条件の変更は通常的设计変更による。
- ⑦ 交通誘導警備員
- ☆交通誘導を行う場所ごとに配置人員を公示する。(交通誘導警備員A ○人、交通誘導警備員B ○人)
 - ※ 受注者より提出された工程管理(ネットワーク等)や配置計画等を工事監督員が確認し、工事着手前に協議を行い確定する。
 - ※ 所轄警察署や道路管理者等との協議による配置人員の変更は通常的设计変更による。

イ 面工事

概数の確定による工事量(工事目的物)の変更は基本的にできないが、現地盤高、岩盤線等の確定による土量等の変更及び条件明示した当初施工予定区域内における耕地面積及び耕地面積を使用し求める数量は、概数の確定による設計変更を行うことができる。

面工事の施工箇所の変更は概数の確定によらず、別に定める「道営農業農村整備事業の面

「工事に係る事務取扱いについて」(平成7年4月5日付け設計第16号農政部長通知) 拡大設計変更及び通常的设计変更によるものとする。

- 1) 暗渠排水 ☆施工区域、配線図、標準断面図、数量等を公示する
 - ① 集・吸水渠、連絡渠、湧水处理、落口工等を施工区域内において、標準的な配線間隔、排水組織により配置し、その基本構成に変更がない場合、これらの工事数量を概数とすることができる。また、現地盤高が不確定の場合、深さ(掘削深、疎水材深)について工事数量を概数とすることができる。

確定は、地元打合せ、現地確認等を行った上で配線図、材料表等による。
 - 2) 区画整理(勾配修正) ☆施工区域、耕地面積、表土厚等を公示する
 - ① 基盤切盛量
 - ・現地盤、岩盤線等が不確定の場合、土量等を概数とすることができる。また、公示した施工区域内における耕地面積も概数とできる。
 - ② 表土扱い
 - ・耕地面積を概数とする場合、これを使用し標準的な厚さより求める表土量を概数とすることができる。
 - 確定は、現地確認等を行った上で行う。
 - ③ 法面工
 - ・道路工に同じ。
 - 3) 土層改良 ☆施工区域、面積、運搬土の単位体積重量、変化率を公示する。
 - ① 客土
 - ・運搬土の単位体積重量、変化率が不確定の場合で、工事着手前の調査により、確定できる場合は、概数とすることができる。
 - ※ 特記仕様書に単位体積重量、変化率を概数として表示すること。
 - ② 混層工
 - ・深耕、反転客土、心土耕等の細工種の変更は通常的设计変更によるものとする。
 - ③ 石礫除去
 - ・排礫量について概数とすることができる。
 - 4) 草地整備
 - ① パドック
 - ・安定、構造計算より決定される構造物の本体数量は通常的设计変更による。ただし、周辺のすりつけ形状の変更に伴う数量変更は概数扱いできる。
- ウ その他
- 1) グラウト工
 - ・グラウト注入量は概数扱いできるが、孔数の変更は通常的设计変更をしなければならない。
 - ただし、グラウチング仕様で明示された追加孔基準に基づく孔数の変更は概数扱いできる。
 - また、グラウト注入量は、施工後に数量を確定する。

2) 建設副産物

- ・建設副産物は概数扱いはできるが、数量の確定は、着手前に行うことを原則とする。
ただし、産業廃棄物数量は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により施工後に数量を確定する。一般廃棄物については、廃棄物処理法による産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出を義務付けられていないため、受け入れ伝票等の書類により数量を確定する。

3) 冬期工事

① 除雪費

☆除雪回数（人力除雪、客土工事に係わる除雪においては除雪量）を公示する。

除雪深ごとの除雪回数を概数扱いはできる。ただし、除雪延長・除雪面積、機種の変更は、概数扱いとすることができない。

② 防寒費

☆防寒費（防寒養生・防寒囲い）の施工に当たり、防寒開始日を公示する。

公示した防寒開始日から日平均気温が4℃を下回る日が前後10日以上乖離した場合は、実際の防寒養生、防寒囲いを開始した日に合わせて防寒養生に係る数量を確定し、概数による設計変更を行えるものとする。

防寒囲い費に係る数量の変更は、概数扱いとすることができない。

※ 防寒費（防寒養生・防寒囲い）は、受注者から提出された工程表等で養生の工程を確認し、妥当な施工と判断される場合、または異常気象等により当初設計より著しく差違が生じた場合は、条件変更となるため、通常的设计変更を行うこととする。

※ 受注者の創意工夫または、受注者の責めにより、施工時期が短縮又は超過した部分は設計変更できない。

6-2 契約書第17条による設計変更

(1) 設計変更の手続き

- ア 現場代理人又は工事監督員自らが、設計図書と現場状態が一致しないことを発見する。
- イ 現場代理人が発見したときは、その事実を農業土木工事共通仕様書「第1章総則 用語の定義」に示す「書面」により、工事監督員に通知しなければならない。(通知義務)
- ウ 工事監督員は現場代理人立会のもとに現地調査を行う。(工事監督員の職務)

(注) 工事監督員の契約内容の変更権限

施工上の問題であっても、純粋な技術上の問題をはなれた「契約内容の変更」に係る事項は工事監督員の権限とされていない。言い換えると、工事監督員はたとえ技術的な問題に関することであっても、契約内容の変更を伴うことについては指示をしたり承諾を与えたりすることはできない。わずかに条件変更に伴う施工条件の調査、確認を行うのみである。

したがって、「臨機の措置」を除き、契約変更及び設計変更の通知前に現場を施工することは許されない

- エ 設計図書と現場状態の不一致が確認される。
- オ 工事監督員と現場代理人が記名押印した第33号様式(現場不符合確認書)を作成する。
- カ 工事監督員は、確認した事実を支出負担行為担当者に第34号様式(現場不符合確認報告書)により報告する。
- キ 工事監督員は、設計変更を行う必要があると認めたときは、**予算配当の確認**をするとともに、変更設計書を作成し、新設計額を算出する。

変更設計書は、変更前と変更後の対比が可能なように「農業土木工事等における設計書作成要領(平成20年11月19日付け事調第854号農政部長通知)」に基づいて作成する。

設計変更理由は、現場不符合等確認書で変更内容が確認できる場合は、理由書を省略することができる。設計変更上申書と現場不符合等確認書を同時に進達しない場合は、現場不符合等確認書の写しを上申書に添付することで理由書を省略できる。ただし、現場不符合等確認書で変更内容が確認できない場合は、理由書を添付する。また、工期の変更を行う場合は変更理由(〇〇工程の増により〇日増)変更後の工期を記載した理由書を作成し、表紙には「第〇回設計変更」と記載する。

- ク 工事監督員は、第35号様式(設計変更上申書)により支出負担行為担当者に上申する。

- ケ 設計変更を行うことを決定する。

変更後の請負代金額となるべき額を次式によって算定する。第36号様式(設計変更決定書)により決定する。

新請負代金額 = 新設計金額 × 現請負代金額 / 現設計金額

- コ 変更後の設計図書と請負代金の増(減)額及び新工期を記載した変更契約書を添付し、受注者に対して設計変更の通知を第37号様式(工事の設計変更について)により行う。

なお、この文書には協議開始の日付けが記載される。

- サ 受注者は第39号様式(変更契約書)により、承諾の意志表示を行う。

このやりとりにより書面による発注者と受注者との協議が成立したものとする。変更契約書を受理した場合はすみやかに契約事務担当に進達すること。

- シ 設計変更を行った部分の工事が施工可能となる。

設計変更部分については設計変更を通知し受注者の承諾後までは工事着手してはならない。

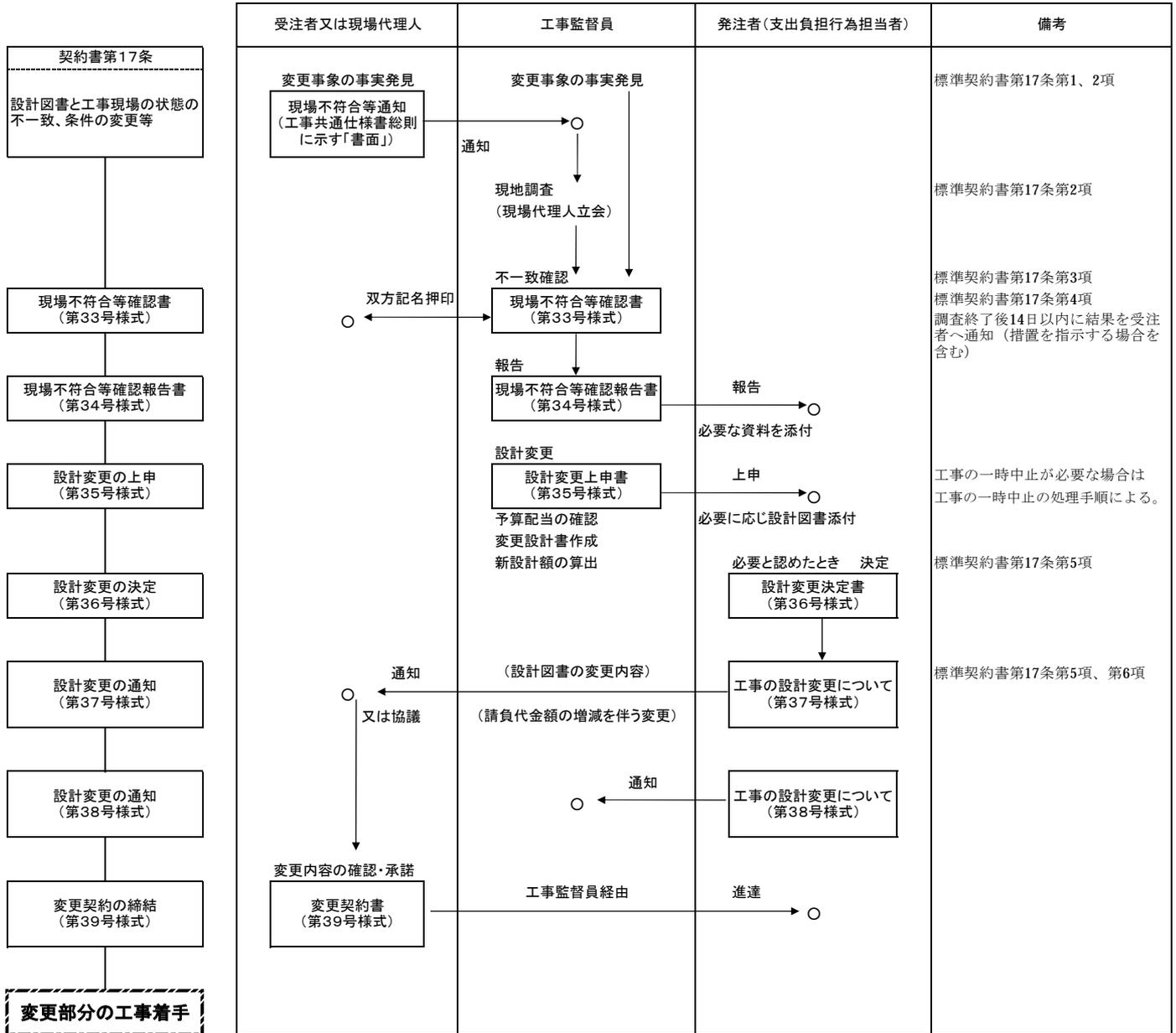
現場の監督職員に自分限りで設計の変更を命じうる権限は原則として与えていない。

通知前に工事着手し、設計変更部分で労働災害、公衆災害、損害賠償等が発生した場合、対外的に説明ができないことは言うまでもない。

(2) 設計変更の手続きフロー図

通常の設計変更
17条

設計変更等の処理手順



※各様式は農業農村整備事業「入札・契約実務必携」参照のこと。

6-3 契約書第18条による設計変更

(1) 設計変更の手続き

ア 発注者の自発的意思により、計画、工法、仮設工等の工事内容の変更または拡大設計変更による変更を行うため変更設計図書を作成する。

イ 工事監督員は、第35号様式（設計変更上申書）により支出負担行為担当者に上申する。

ウ 設計変更を行うことを決定する。

変更後の請負代金額となるべき額を次式によって算定する。第36号様式（設計変更決定書）により決定する。

$$\text{新請負代金額} = \text{新設計金額} \times \text{現請負代金額} / \text{現設計金額}$$

エ 変更後の設計図書と請負代金の増（減）額及び新工期を記載した変更契約書を添付し、受注者に対して設計変更の通知を第37号様式（工事の設計変更について）により行う。

なお、この文書には協議開始の日付けが記載される。

オ 受注者は第39号様式（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。

このやりとりにより書面による発注者と受注者との協議が成立したものとする。変更契約書を受理した場合はすみやかに契約事務担当に進達すること。

カ 設計変更を行った部分の工事が施工可能となる。

設計変更部分については設計変更を通知し受注者の承諾後までは工事着手してはならない。

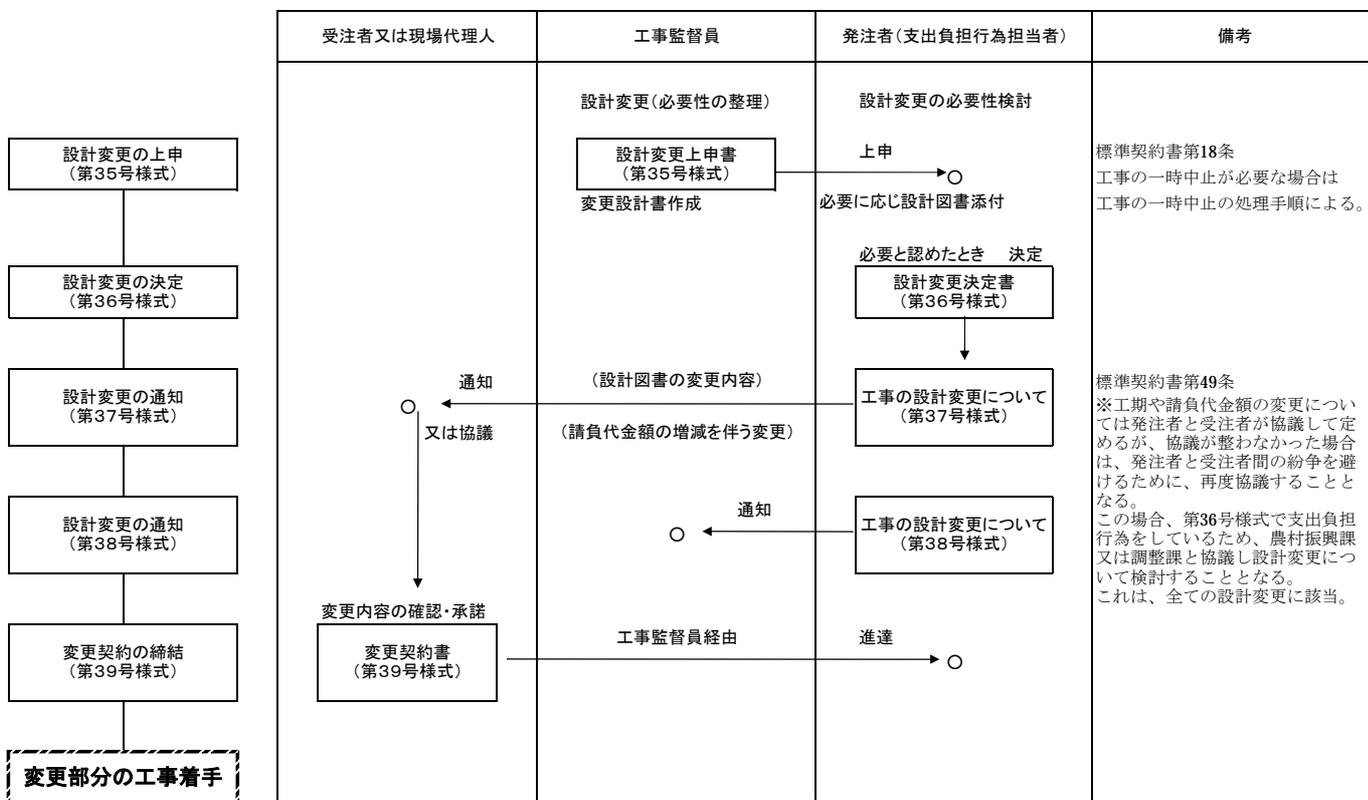
現場の監督職員に自分限りで設計の変更を命じうる権限は原則として与えていない。

通知前に工事着手し、設計変更部分で労働災害、公衆災害、損害賠償等が発生した場合、対外的に説明ができないことは言うまでもない。

(2) 設計変更の手続きフロー図

通常の設計変更
18条

設計変更等の処理手順



※各様式は農業農村整備事業「入札・契約実務必携」参照のこと。

6-4 軽微な設計変更

(1) 設計変更の手続き

ア 軽微な設計変更を行う場合

- a) 工事監督員は、設計変更の必要があるときは、第35号様式（設計変更上申書）の左余白に「軽微」と朱書きで記載して上申する。
- b) 設計変更を行うことを決定する。
第36号様式（設計変更決定書）の左上余白に「軽微」と朱書きし、「今回支出負担行為額」は「増減見込額」と読み替え、「設計変更後」及び「設計変更による増（△）減」欄には変更後における見込額の累計を記載する。
- c) 工事監督員及び受注者に設計変更を別記第1号様式（工事設計変更通知書）により通知する。
契約金額、工期等契約の変更を伴わないため、通知が相手方に到達した時点で設計変更完了となる。
- d) 軽微な設計変更を行った部分の工事が施工可能となる。設計変更部分については、別記第1号様式の通知を行うまでは工事着手してはならない。現場の監督職員に自分限りで設計の変更を命じうる権限は原則として与えていない。
通知前に工事着手し、設計変更部分で労働災害、公衆災害、損害賠償等が発生した場合、対外的に説明ができないことは言うまでもない。

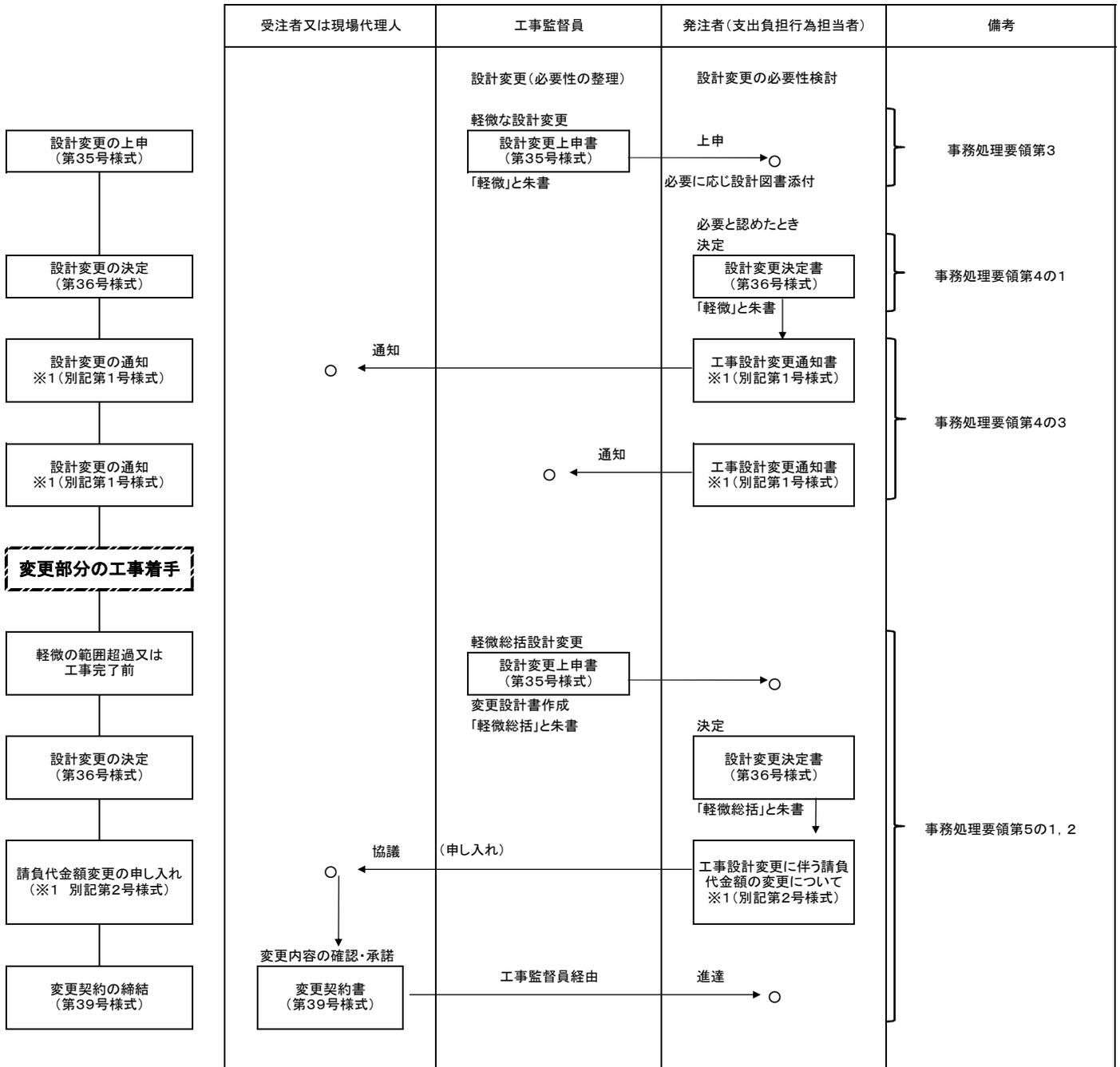
イ 軽微総括

- a) 変更をとりまとめた変更設計書を作成する。
- b) 工期終了前又は軽微変更の限度額（請負代金額の増減累計が30%を超え又は1500万円以上となる時）を超えた時点で設計変更（軽微総括）を行い、請負代金額を変更する。
- c) アb)における第36号様式（設計変更決定書）の左上余白に「軽微総括」と朱書きして、設計変更を決定する。
- d) 変更後の設計図書と請負代金の増（減）額及び新工期を記載した変更契約書を添付し、受注者に対して設計変更の申し入れを別記第2号様式（工事設計変更に伴う請負代金額の変更について）により行う。
- e) 受注者は第39号様式（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。
- f) このやりとりにより書面による発注者と受注者との協議が成立したものとする。変更契約書を受理した場合はすみやかに契約事務担当に進達すること。

(2) 設計変更の手続きフロー図

通常の設計変更
軽微

設計変更等の処理手順



※各様式は農業農村整備事業「入札・契約実務必携」参照のこと。

※上記フローは18条の場合を示す。第17条の設計変更の場合は事前に「6-2 (1) (ア)～(カ)」の手続きが必要。

※1 建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領の制定等について(S46.12.1局総第562号)参照のこと。

6-5 工事の一時中止

(1) 設計変更の手続き

ア 工事監督員は、工事を一時中止させる必要があると認めたときは、その一時中止すべき工事の範囲、期間、理由等を明らかにした第 40 号様式（工事一時中止上申書）により支出負担行為担当者に上申する。

・工事の工期について

工事の一時中止は、工期内に限られるため、工事一時中止の期間が工期を超える場合（想定される場合も含む。）は、あらかじめ工期を延長しておかなければならない。また、工事一時中止は工期内であるが、一時中止に伴い工事工程に影響を与える場合は一時中止の決定を行う際に工期の変更を行わなければならない。

一時中止の解除はその期間を定めたときは、その期間満了と同時に工事の一時中止は自然に解除されたものと解すべきであり、その翌日から工事の施工を再開することとなる。ただし、「〇月〇日から別途指示するまで一時中止する。」といった場合（実務上はこちらが多い。）、工事の施工を再開する場合は一時中止を解除し、その旨を受注者に書面をもって通知する必要がある。

イ 一時中止を行うことを第 41 号様式（工事一時中止決定書）により決定する。

決定内容は一時中止の期間、一次中止をする範囲及び理由。

ウ 受注者に対して第 42 号様式（工事の一時中止等について）により、一時中止の期間、一時中止の範囲及び一時中止の理由を通知する。

エ 受注者は第 39 号様式（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。

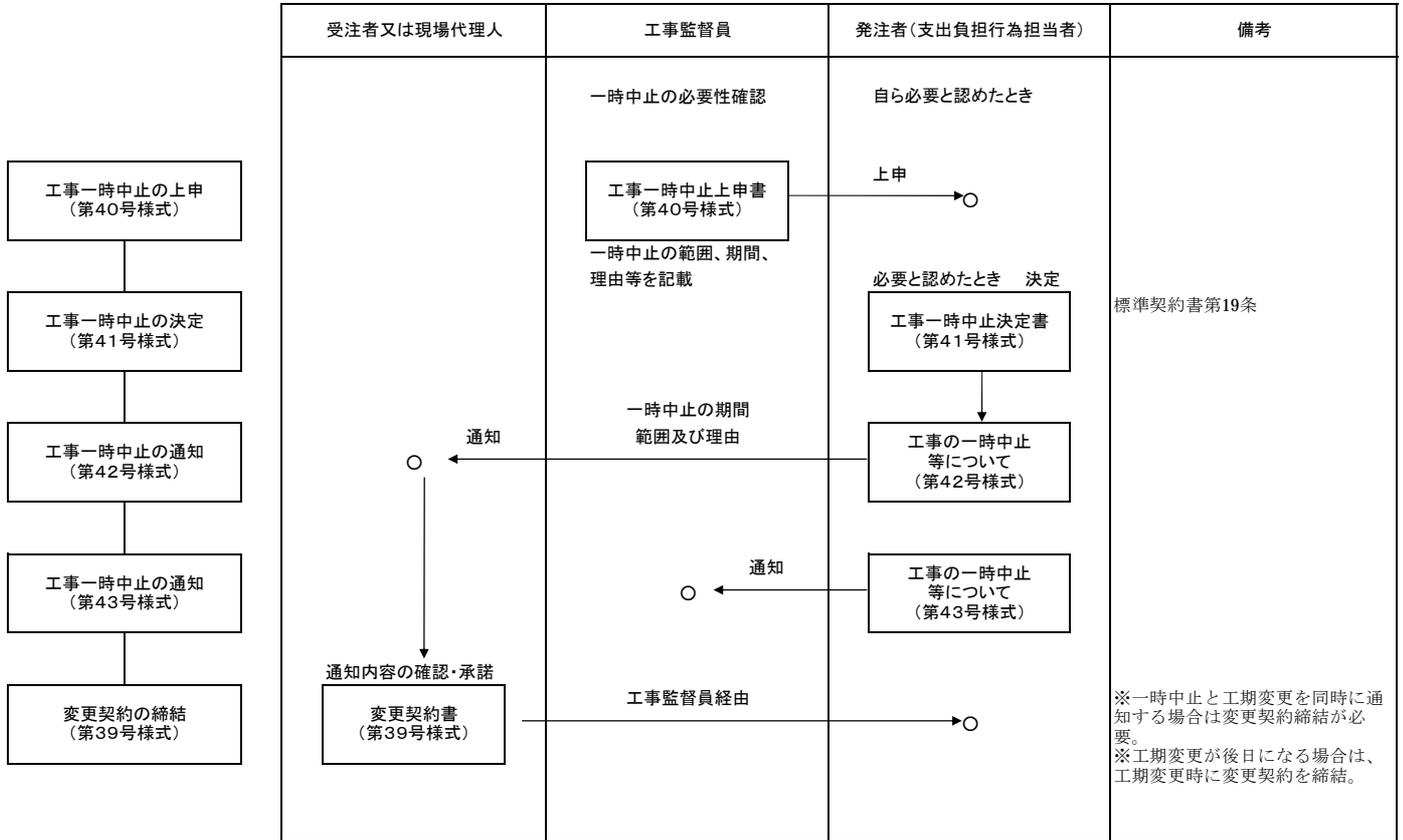
このやりとりにより書面による発注者と受注者の協議が成立したものとする。

オ 工事の一時中止に伴う増加費用等や工期の延長期間は、適切に契約変更に反映する必要がある。詳細は「工事の一時中止ガイドライン（案）（令和元年(2019年)5月30日付け事調第332号）」によること。

(2) 設計変更の手続きフロー図

工事の一時中止

設計変更等の処理手順



※各様式は農業農村整備事業「入札・契約実務必携」参照のこと。

6-6 工期の変更

(1) 設計変更の手続き

ア 受注者の請求による場合

- a) 受注者は、天候の不良やその他の理由により工期の延長を請求する場合は、必要書類を添付し、現在の出来形、現工期、延長希望日数、理由を記載した第 44 号様式（工期延長請求書）を工事監督員へ提出する。
- b) 工事監督員は、第 45 号様式（工期延長副申書）を、第 44 号様式（工期延長請求書）とともに支出負担行為担当者へ進達する。
- c) 工期延長することを第 46 号様式（工期変更決定書）により決定する。
- d) 変更後の工期を記載した変更契約書を添付し、受注者に対して、工期変更の通知を第 47 号様式（工期の変更について）により行う。
なお、この文書には協議開始の日付けが記載される。
- e) 受注者は第 39 号様式（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。
- f) このやりとりにより書面による発注者と受注者との協議が成立したものとする。変更契約書を受理した場合はすみやかに契約事務担当に進達すること。

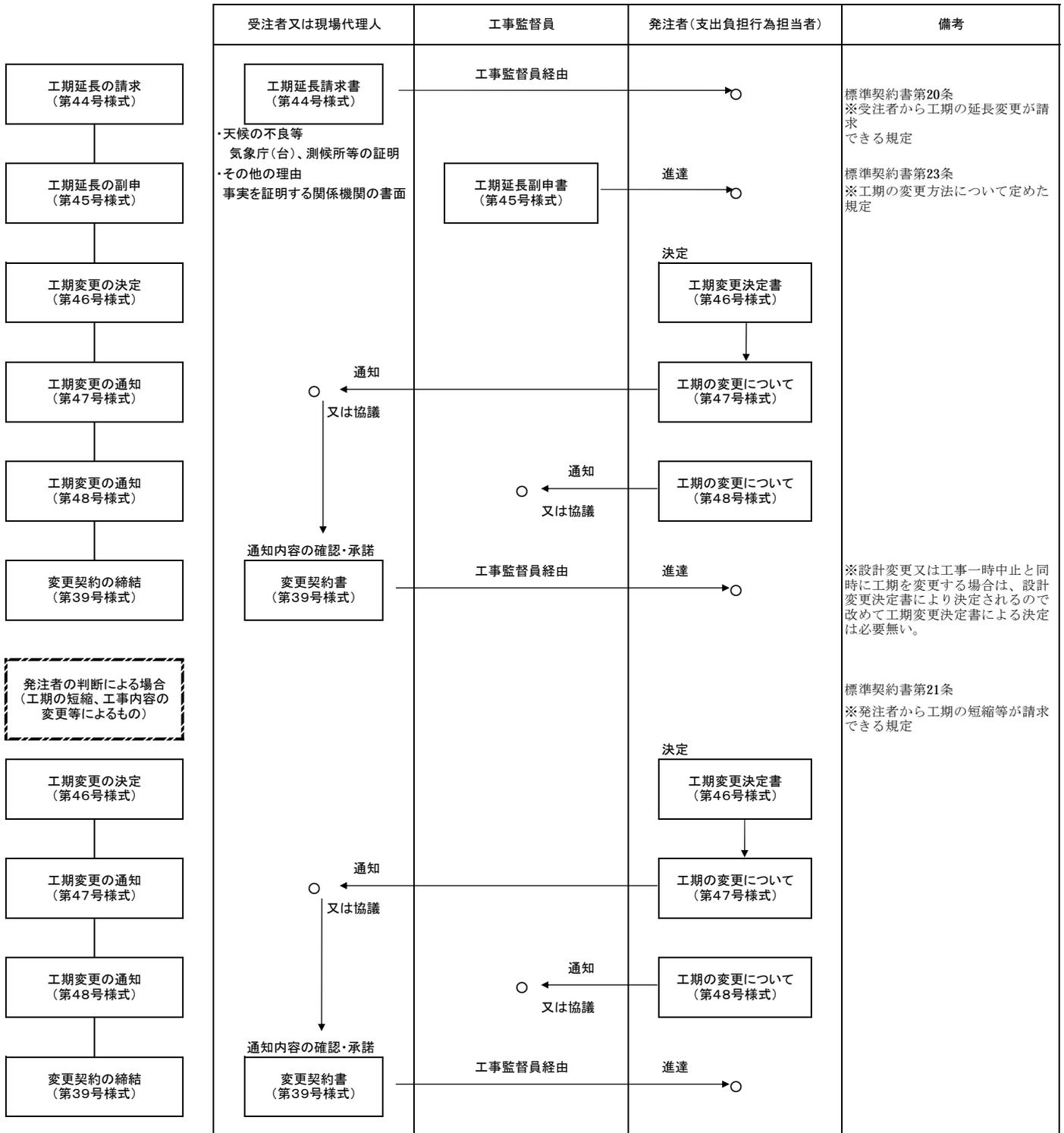
イ 発注者の判断による場合

- a) 工事監督員は契約書第 17 条及び第 18 条の設計変更に伴い工期を変更する必要性が生じた場合は、第 35 号様式（設計変更上申書）により支出負担行為担当者に上申する。
- b) 工期延長することを第 46 号様式（工期変更決定書）により決定する。
- c) 変更後の工期を記載した変更契約書を添付し、受注者に対して、工期変更の通知を第 47 号様式（工期の変更について）により行う。
なお、この文書には協議開始の日付けが記載される。
- d) 受注者は第 39 号様式（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。
- e) このやりとりにより書面による発注者と受注者との協議が成立したものとする。変更契約書を受理した場合はすみやかに契約事務担当に進達すること。

(2) 設計変更の手続きフロー図

工期の変更

設計変更等の処理手順



※各様式は農業農村整備事業「入札・契約実務必携」参照のこと。

7 設計変更書類の作成について

7-1 設計変更上申書

(1) 設計変更上申時等の上申者

支出負担行為担当者に対する上申等に係る工事監督員の職務分担等については、「北海道農政部請負工事監督要領」にて、次のとおり定められている。

第3条

3 主任監督員は、必要に応じて監督員からの報告事項及び監督員への指示事項について支出負担行為担当者に報告し、又は指示を求めるものとする。

第4条 工事監督員は、監督業務の遂行に当たり、支出負担行為担当者に報告し、又は指示を求める必要があると認められるときは、その内容に意見を付して報告し、指示を受けるものとする。この場合において、監督員は主任監督員及び総括監督員を経由して報告し、指示を受けるものとする。

よって、支出負担行為担当者への設計変更及び一時中止等の上申や現場不符号等確認報告等については、監督員・主任監督員及び総括監督員の連名で行うこととなる。

(2) 設計変更上申書の記載方法

設計変更上申書の記載方法については、「7-4 設計変更書類等の記載例」を参考に作成し、次の事項に留意すること。

ア 軽微な設計変更、軽微総括の場合は、それぞれ左上余白に「軽微」、「軽微総括」と朱書きすること。ただし、白黒印刷の場合、朱色等のマーカーで対応しても良い。

イ 設計変更理由について、下記項目に該当するものは上申書の理由欄に記載することを基本とし、記載内容は明確かつ簡潔に記載すること。また、次の項目に該当しないもののほか詳細な理由が必要な場合は、設計変更の条項に加え「別紙理由書のとおり」と記載し、「第Ⅱ編 設計変更事例集」を参考に理由を記載すること。

(ア) 契約書第17条（現場不符号等確認書で内容が確認できる場合）

(イ) 拡大設計変更（当初発注時の特記仕様書で全体工事の一部として、明示している場合）

(ウ) 概数確定による設計変更

(エ) 軽微総括

ウ 設計変更の概要欄は「別紙設計変更概要表のとおり」と記載することを基本とする。

7-2 設計変更理由書

(1) 理由の記載に当たっては、その原因又は必要性等を把握し、「第Ⅱ編 設計変更事例集」を参考に工事内容を変更する理由及び内容を明確かつ簡潔に記載すること。

(2) 契約書の適用条項等を記載すること。

(3) その他については次による。

ア 内容で記載事項が多項目にわたる場合は、別紙内訳によることができる。

イ 一つの変更理由により、ほかに多項目の変更事項が生じる場合は箇条書きとし、設計変更適用条項はそれぞれの箇条書きに記入することを原則とする。

ウ 変更内容について、必要に応じて次の事項を記載すること。

- (ア) 変更場所（位置、名称）
- (イ) 変更が必要となった要因
- (ウ) 変更の処理方法

7-3 設計変更概要表

概要表の記載に当たっては、条項毎又は案件毎に増又は減となった主な変更内容を1～3項目程度を目安に記載する。

- 例) 用水路工 100m → 120m
- 道路横断工 1箇所 → 2箇所

7-4 設計変更書類等の記載例

第35号様式

軽微、軽微総括の場合

左上余白に「軽微」、「軽微総括」と朱書き又は朱色等でマーカーをする。

軽微

(又は)軽微

設計変更上申書

年 月 日

〇〇（総合）振興局長 様

主任監督員 係長 〇〇 〇〇

監督員 主任 〇〇 〇〇

(〇〇〇〇)

工事名 畑地帯（支援） 〇〇 地区 1工区

上記建設工事について、次のとおり設計変更を要するものと認められますので、
関係図書を添えて上申します。

受注者	〇〇建設（株）		
現工期	着工	年 月 日	設計変更による
	完成	年 月 日	工期変更の必要性
設計変更の概要	「別紙設計変更概要表のとおり」と記載		設計変更による工事の一時中止の要否
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書第17条（別紙現場不符合等確認書のとおり） ・ 拡大設計変更（別紙特記仕様書のとおり） ・ 概数確定による設計変更 ・ 軽微総括 ・ 契約書第18条（別紙理由書のとおり） 		
その他必要事項			

第 回設計変更

(別紙)

設計変更理由書 (記載例)

工事番号 ○○○○

工事名 畑地帯 (支援) ○○地区 1工区

《契約書第18条による変更》

用水路工事の○号用水路について、一部区間に隣接するほ場の土地使用者が変更となり、営農計画の変更に伴い、翌年度以降に整地工による田面の修正を行うことが判明した。

このため、土地改良区及び期成会と協議した結果、○号用水路の一部区間の敷高等の再検討が必要となり時間を要することから、本工区での施工が困難であると判断したため、用水路を取りやめる。

現場不符合等確認書

工事名 (〇〇〇〇) 畑地帯(支援) 〇〇地区 1工区

上記建設工事に係る現場不符合等に関し、 〇〇年〇〇月〇〇日調査の結果、
次のとおり確認した。

〇〇年〇〇月〇〇日

監督員 〇〇 〇〇 (印)

現場代理人 ●● ●● (印)

1. 不符合等の内容

〇〇ほ場の暗渠排水について掘削した結果、心土に礫が多く含まれていること
から、この対応について協議願う。

2. 措置に関する意見

現地確認の結果、スリム型バケットでは掘削断面の保持が困難であることから、
従来型バケットへ変更を行う。

設計変更上申書へ添付し、理由書の
作成は不要(対応工法が明確な場合)

現場不符合等確認報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇（総合）振興局長 様

監督員 〇〇 〇〇

工事名 (〇〇〇〇)
畑地帯（支援） 〇〇 地区 1工区

上記建設工事について、 〇〇年〇〇月〇〇日 現場代理人から現場不符合等の
旨、通知があったので、 〇〇年〇〇月〇〇日 現場代理人立会のもとに調査を行っ
た結果、別紙現場不符合等確認書のとおり確認したので報告します。

工 事 一 時 中 止 上 申 書

年 月 日

〇〇（総合）振興局長 様

主任監督員 係長 〇〇 〇〇
監督員 主任 〇〇 〇〇

工事名 (〇〇〇〇)
畑地帯（支援） 〇〇 地区 1工区

上記建設工事について、次のとおりその施工を一時中止する必要があると認められますので、上申します。

受注者	〇〇建設（株）
工事の一時中止を必要とする範囲及び理由	〇〇月〇〇日（台風〇〇号）の大雨により河岸が決壊したことから、護岸法線の再検討の必要が生じたため、側転2,400～2,800の護岸工を一時中止したい。（契約書第19条）
工事の一時中止を必要とする期間	護岸工の再検討が完了予定の 〇〇年〇〇月〇〇日まで。（〇〇日間）
その他必要事項	

工事の一時中止を必要とする期間を定めたときは、その期間満了と同時に工事の一時中止は自然に解除されたと解され、その翌日から工事の施工を再開してよい。しかし、「別途指示する日まで」や「〇〇の検討が完了する日まで」等、中止期間が明確となっていない場合は、工事を再開する際に一時中止を解除し、その旨を受注者に書面をもって通知する必要がある。

また、工事の一時中止期間が工期の2分の1に相当する日数（工期の2分の1に相当する日数が30日を超える場合は、30日）を超える場合、受注者に契約解除権（契約書第47条）が発生するケースがあるため注意すること。

注 1 工事の一時中止を必要とする範囲及び期間は、具体的に記載すること。
2 工事の一時中止を必要とする理由は、できるだけ詳細に記載すること。

様式-3

工事施工協議簿（記載例）

指示 承諾 協議 報告	役職等	課長 出張所長	専門員 次長	係長 主査	総括 監督員	主任 監督員	監督員		主任 技術者	現場 代理人
	署名等	必要に 応じて	必要に 応じて							
指示(改善) 協議(概数確定) 改造請求及び破壊検査等 指示 協議	役職等	課長 出張所長	専門員 次長	係長 主査	総括 監督員	主任 監督員	監督員	会社の 責任者	主任 技術者	現場 代理人
	署名等									

工事名		畑地帯(支援) ○○地区 1工区			協議簿通し番号		
受注者名		○○建設(株)					
当該協議月日		年 月 日		前回協議月日		年 月 日	
記載者		内 容					
協 議 事 項	工事監督員 ○○○○	・概数項目について、別紙確認資料により確定する。					
合 意 事 項	現場代理人 ●●●●	・上記について、了解する。					

※協議（概数確定）時には、会社の責任者の押印が必要である。

8 設計変更に係るQ&A

8-1 概数に関する質疑について

番号	質問・疑問	回 答
1	概数等発注とは何か。	<p>工事発注等に際して、工事数量の全部又は一部を概数で積算するとともに施工条件を明示し、その詳細が判明した時点で、その工事数量を確定し、必要に応じて設計変更処理を行う方法をいいます。</p> <p>概数として扱える数量は、次のいずれかの方法により算出された工事数量となります。</p> <p>(1) 大部分が概数によるもの</p> <p>ア 標準断面図(定規図)において代表的な幅、長さ、面積等の数量を示し、これにより算出した工事数量</p> <p>イ 現地の取り合い等により、委託成果品の数量に変更が予想される工事数量</p> <p>(2) 主要部分以外が概数によるもの</p> <p>ア 工事目的物の主要部分を積算することによって、その工事が把握できる場合における工事数量</p> <p>イ 標準的な工法により設計計上する仮設工に係る工事数量</p>
2	概数による工事の発注には、どのような利点があるか。	<p>事前に「変更が予想される数量」として契約しているため、現場不符等の確認・報告、設計変更上申手続き及び受注者の承諾等といった事務手続きを行うことなく、工事監督員との数量確定協議により工事着手が可能となり、次のような利点を想定しています。</p> <p>①積算業務及び入札の効率化</p> <p>②契約条件の明確化</p> <p>③事前調査費用のコスト縮減</p> <p>④現場の効率化</p>
3	現在の委託成果品は、ある程度の精度を持っている。これを概数とすることに問題はないか？	<p>委託成果品の精度は「適正な予定価格算出に必要な精度」であり、より精度の高い成果品を期待するためには、より一層の調査費・時間を要するものであることから「変わり得る数量として、概数等発注を行う」ものであり問題ない。</p> <p>委託の成果品であっても、現場条件の把握に一定の制約の中で調査した結果に基づく数量を積み重ねたものであり、現場条件に必ずしも一致しない場合があるので、数量を概数で扱うことができる。</p>

番号	質問・疑問	回 答
4	委託成果品を使用して概数等発注する場合の数量については、平均断面等を用いた概数で算出しなければならないのか。	変更が予想される委託成果品の数量は、平均断面等によらず、そのまま概数としてかまわない。
5	設計変更図書の作成を受注者に費用を支払いして作成させるのは、委託成果品との関係で重複とにならないか。	変更図面の作成費用は、より精度を高めるために必要な委託成果品の修正費用を基本としており重複とはならない。又、現地測量費用は現請負工事の現場管理費に含まれていることから計上しない。
6	設計変更図書の作成費について、基準となる歩掛を示してほしい。	「設計変更に係る図書等作成について（平成 25 年 11 月 27 日付事調第 793 号事業調整課技術管理担当課長通知）」による。
7	概数等発注の確定で増額となり地区予算に不足を生じた場合にはどの様に処理したらよいか。	概数等発注においては、概数の確定により増額となることがあるので、概数とした内容に応じた的確な予算管理が必要となる。予想を超過する増額が発生し、地区事業費に不足を生じる場合には、契約書第 29 条に基づき、契約の目的物の減により処理することとなるが、これに対応できる工事工程管理が必要である。
8	概数等発注の確定による設計変更金額の増減の範囲はどの程度まで許されるか。 また、業者の指名ランクが変わっても差し支えないか。	基本的には不確定部分の確定に伴う費用であり限度はない。しかし、契約の内容を大幅に変更することを無条件に認めるものではなく、「概数」とするのは工事費・工期などに著しい影響を与えない範囲とすること。 また、概数の確定による設計変更は現契約内容とまさに分離施工困難であり、指名ランクが変わってもやむを得ない。
9	概数等発注を前提として、委託業務内容の一部を簡素化してもよいか。 また、委託歩掛を改定する予定はあるか（取付道路が数箇所ある場合でも、標準箇所のみ設計とする等）	委託業務を委託業務内容に応じて簡素化することは差支えないが、委託業務の発注に際してはその仕様書などに業務内容を正確に公示する必要がある。 また、委託歩掛は概数等発注以外も含めて業務の内容に対応して作成しているものであり、改定する予定はない。
10	概数とした数字の算出根拠等は必要か。	設計の根拠となる図面・数量計算・設計書は整合していることは当然であり、算出根拠は必要である。
11	概数確定による施工機械規格や市場単価の施工規模の変更による単価の変更は、概数の範疇で扱うことに問題はないか。	発注者と受注者の協議による概数の確定に基づくものであり、問題はない。

番号	質問・疑問	回 答
12	施工条件を明示する場合は、工事目的物および仮設物を「ゼロ計上」してもよいか。	施工条件の変更により設計変更する場合は、概数確定ではなく、通常的设计変更として扱うものとする。
13	概数等発注の確定により工事量（契約の目的物）の変更は可能か。	概数等発注は契約の目的物の変更を意図しているものではなく、基本的にはできない。 しかし、線工事において簡易な方法で延長を決定し発注する場合で、公示した起終点の変更がない場合は、概数確定により工事量(契約の目的物)を設計変更することは差しつかえない。同様に面工事においても公示した当初施工予定区域内の耕地面積および耕地面積を使用し求める数量については、概数確定により工事量(契約の目的物)を設計変更することは差しつかえない。
14	概数とした設計内容は必ず、全て設計変更が伴うのか。	想定した数量に変更がなければ、設計変更を行う必要がない。ただし、数量に変更がない場合についても「工事施工協議簿」を作成し、相互に書面で確認することは必要である。
15	設計変更は工事の不確定要素の一部又は全部が解消した時点で変更することとし、概数以外の部分の設計変更を行う必要が生じた時は、概数の全部又は一部の設計変更を合わせて行うこともできるとなっているが、この場合の設計変更上申書の理由欄はどの様に記載するのか。	概数確定とその他の設計変更を行う場合においても、特別な記載をする必要はない。 「7-4 設計変更書類等の記載例」を参考に記載すること。また、別途詳細な理由が必要な場合には、別添の設計変更事例集を参考に記載すること。
16	設計変更の図面の表示の方法は。	概数の確定による設計変更も「設計変更」であり、「設計書作成要領の7設計変更について」による。

番号	質問・疑問	回 答
17	<p>当初概数表示した工種の中で、概数の確定に伴い新たに必要となる項目については概数確定の対象とできるか。</p>	<p>概数確定に伴い新たに必要となる項目については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>例1 「道路、水路の附帯工で施工位置について監督員と協議して決定するとした工種」のうち、その位置の変更等に伴い新たに必要となる項目は概数確定の対象とすることができる。</p> <p>ただし、構造・規模・工法の変更は概数確定の対象とできない。なお、特記仕様書に「附帯工の位置の変更により新たに必要となる項目については概数確定の対象とする」を付記する。</p> <p>例2 土工量の概数確定に伴い新たに必要となる項目（流用土）は概数確定の対象とすることができる。なお、特記仕様書に「土工量の概数確定に伴い新たに必要となる項目については概数確定の対象とする」と付記する。ただし、土工量の概数確定に伴い新たな土捨場・土取場が必要となった場合は、「新工種」として扱うこととし、概数確定の対象とすることはできない。この場合は、特記事項の追記を含め通常的设计変更とする。</p>
18	<p>伐開・抜根面積およびコンクリートやアスファルトの取り壊し数量は、概数としてよいか。また、廃棄物処理数量は概数としマニフェストにより精算してよいか。</p>	<p>面積、取り壊し数量については、概数とすることは可能であり、工事着手前に概数の確定を行うことを原則とする。また、処理数量についても概数とすることは可能であるが、概数の確定は、処理着手前に行うことを原則とする。</p> <p>ただし、施工後でなければ数量の確定ができない産業廃棄物数量については産業廃棄物管理票（マニフェスト）により確定し、一般廃棄物については、廃棄物処理法による産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出を義務付けられていないため、受け入れ伝票等の書類等により数量を確定するが、現地において処理の対象となる産業廃棄物及び一般廃棄物の有無を確認する必要がある。</p> <p>なお、産業廃棄物数量及び一般廃棄物数量には、処理数量のほか撤去数量や取り壊し数量、運搬数量等も含まれるものとする。</p>
19	<p>水替ポンプの口径・台数および水替日数は、不確定要素が多く、迅速な対応が必要な場合が多いので、概数扱いとできるか。</p> <p>また、ゼロ計上は可能か。</p>	<p>水替ポンプについては、排水量を施工条件として明示するものとし、施工条件の変更がある場合は、通常的设计変更とする。また、水替日数は、標準的な作業日数などを設計根拠としているので、概数とすることはできず、受注者の責めによる日数増の設計変更もできない。</p> <p>また、水替についても9番同様、ゼロ計上は概数扱いとせず、通常的设计変更によるものとする。</p>

番号	質問・疑問	回 答
20	仮設工法の変更は、概数扱いとしてよいか？	不確定な数量を概数とすることが原則であり、工法は概数扱いとはできない。また、構造を指定する必要のない仮設についても施工条件の明示に努め、施工条件の変更が生じる場合には通常的设计変更を行うものとする。
21	客土の運搬土の単位体積重量、変化率は概数とできるか？	工事着手前の調査により確定できる場合は、概数とすることができる。 なお、特記仕様書に単位体積重量、変化率を概数として表示する。
22	概数等発注の最終の精算設計変更は目的物が完成した時点でなければできない場合が多いと思われるが（出来高変更）、工事完了後に契約の変更することに問題はないか。	概数等発注とは「概数」表示した内容については、発注者・受注者の相互において変わり得る数量であると認識し、お互いに「工事施工協議簿」により確認後施工するものであり、出来高に対して精算設計変更するものではない。 「工事施工協議簿」により相互確認し、設計変更することとしたものについては変更する責務があり、設計変更が終了して工事が竣工となる。 工期末に概数確定による数量変更が予想される工事については、設計変更に要する予算措置とともに、概数の確定を早急に行う必要がある。
23	建築工事に係る概数等の取扱いについては、如何に行うのか。	建築工事に係る概数の取扱いは、建設部制定「営繕工事の概数等発注事務取扱要領」に準じるものとする。
24	暗渠排水の概数において排水組織の基本構成に変更がない場合とあるがその具体例について示されたい。	暗渠排水における排水組織は、吸水渠、集水渠、水閘（水田・汎用田）、排水口などが基本構成となっており、その基本構成に変更がない場合とは、ほ場の配線間隔、標準断面、管種（水閘、排水口含む）に変更がないことをいう。発注後の現地確認の結果、ほ場表面の部分的な過湿対策（密配線、枕地暗渠等）が必要となった場合は、吸水渠として扱い、概数により変更することができる。ただし、湧水や山側からの差し水等、暗渠排水の目的である地表残留水の排除及び地下水位の低下以外の事象に対処する場合は現場不符合等で対応する。
25	暗渠排水の現地測量を行った結果、ほ場高さに変更となった場合、水理計算をやり直さなければならないか。	暗渠排水の水理計算に使用する勾配は 1/50 単位で計算するなど幅をもっているため、ほ場高さ的部分的に変更となった場合でも、再度行う必要はない。ただし、水理計算上不利になることが明らかな場合は、別途検討すること。

8-2 拡大設計変更に関する質疑について

番号	質問・疑問	回 答
1	農業農村整備事業となっているが、団体営事業についても適用するのか。	道営工事について定めたものである。
2	設計変更はいつ行うのか。	追加工事の発注と同様の考え方で行う。拡大する工事内容の工種が既発注工事の同一工種の工期内であればいつでも行える。
3	拡大設計変更には、どのような基準が定められているのか。	工事内容の拡大に伴う設計変更は、現工事と分離施工することが困難又は不利な工事のうち、変更見込額が当初契約金額の3割以下で、かつ、3,000万円以下*の増額の場合に限る。
4	現工事と分離施工することが困難又は不利な工事とは、具体的にどのような工事か。	<p>困難又は不利とは次のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>① 工事の種別又は目的上、分割することが好ましくない工事を事業の執行上分割して発注することを余儀なくされた工事。</p> <p>② 現工事と直接関連する工事、かつ工事箇所が接続又は近接している場合で、著しく有利な価格（諸経費の減額調整を行った価格）で契約できる見込みがある場合。</p> <p>③ 工区の地理的条件等から、他の者に施工させることが、資材の搬入、工事の進行管理等からみて困難な場合。</p> <p>ただし、必ずしも設計積算上の有利性をいうものではない。</p>
5	現工事と直接関連する工事、接続又は近接の考え方如何。	<p>「現工事と直接関連する工事」とは、当該工事の事業（予算）調整等による事業量、事業費の増加に伴う工事である。事業（予算）調整等には、地区間調整による増加及び軽微な地区内調整による増加に伴う工事を含むものとする。</p> <p>接続とは、線又は点で接している場合で、道路、水路等が間にある場合も含む。近接とは、工区は接続していないが、対象工区間の距離が近く、現工事の仮設物を使用できる場合、あるいは施工管理上の有利性がある場合をいう。</p>

番号	質問・疑問	回 答
6	設計変更決定前に施工現場で拡大する工事内容の工事を施工できるのか。	拡大設計変更は、標準契約書第 18 条第 1 項の発注者権利を行使するものであり、受注者に対し、設計変更の通知をすることにより効力が発生するものであるから、工事内容の変更は受注者が通知書を受けとったときから工事を施工することができることとなるが、請負代金額及び工期の変更が、受注者が変更契約書で意志表示したときとなるため、変更する工事内容を施工するのは、受注者から変更契約書を徴取した後が望ましい。
7	設計変更後、変更工程表の提出は必要か。	設計変更により工事工程に変更が生じた場合は、受注者に対し変更後の工事工程表の提出を求めなければならない。（標準契約書第 3 条）
8	従来の設計変更と拡大設計変更を同時に行えるか。	行える。ただし、拡大変更する基準は当初契約額に対するので留意すること。
9	拡大設計変更を行う際に工事数量を概数とすることは可能か。	拡大の設計変更には、予算の範囲内で事業を確定する主旨もあるので、この見込みが確実な場合に限り、概数として扱うことができる。
10	拡大変更の長所に事務簡素化とあるが、本当に事務簡素化になるか。	従来の追加工事発注には、起工、通知、公示、入札、契約等の業務を行っているが、設計変更で対応することにより、起工、通知、公示、入札等の業務が減り、速やかな工事着手が可能となる。
11	拡大設計変更は、同一工事で回数に制限があるのか。	当初契約金額の 3 割以下で、かつ、3,000 万円以下*の範囲であれば、変更回数に制限はない。
12	上申書の理由はどのように記載するか。	拡大設計変更を行う理由は、事業の効果を早期に発現させるため、必要な工事を追加するための変更でなければならない。したがって、その旨記載し、事業費が増となった内容を明示しなければならない。ただし、当初から特記仕様書に拡大設計変更を行う旨、明示している場合は、上申書理由欄に「拡大設計変更（別紙特記仕様書のとおり）」と記載し、拡大設計変更に係る特記仕様書の写しを添付する。

※当面の間、3,000万円の上限は廃止して運用「平成26年3月3日付け 事調第1090号」

8-3 契約書第17・第18条（軽微含む）に関する質疑について

番号	質問・疑問	回 答
1	<p>軽微な設計変更は、何度行っても良いのか。</p> <p>また、軽微総括を行う時期は、工事終了前として良いか。</p>	<p>軽微な設計変更については、その範囲内であれば何度も軽微な設計変更として上申することができる。また、「軽微総括」を行う時期は、当該工事の不確定要素すべてが解消した時点として良いので、結果的に工事終了前となることもある。</p> <p>なお、「軽微総括」として設計変更するまで契約変更を行わないこととなるため当該工事の不確定要素が解消したと想定される場合や増減見込額の累計が限度額を超えた時点で、速やかに「軽微総括」を行い、契約変更する必要がある。</p>
2	<p>承諾図も設計図書の扱いとなるが支出負担行為担当者に上申して、原本設計書に添付する必要があるか。</p>	<p>設計図書の扱いとなるが、支出負担行為担当者へ上申して、原本設計書に添付する必要はない。</p> <p>なお、設計図書である承諾図や工事施工協議簿を工事成果品と一緒に保管する場合は、保存期限が設計図書10年、工事成果品5年と異なるため、注意すること。</p>
3	<p>敷砂利による工事用道路を設計計上している場合、敷鉄板に設計変更することができるか。</p>	<p>コーンペネトロメーターのコーン指数(qc値)等の調査結果から、ダンプトラック等の走行に必要なトラフィカビリティがないことが確認された場合等には、設計変更することができる。ただし、安易に全延長を設計変更するのではなく、必要範囲を確認すること。</p>
4	<p>当初設計において、条件明示を行っていない場合（任意仮設等）でも設計変更を行うことは可能か。</p>	<p>条件明示の有無にかかわらず、当初発注時点で予期し得なかった状況が現場で確認された場合など、受注者の責によらない場合は、受発注者双方協議の上、設計変更を行うことができる。ただし、設計変更に当たっては次の事項に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当初設計の考え方や設計条件を再確認したうえで協議を行う。 ②当該工事での変更の必要性を明確にし、契約書第18条で行うことを基本とする。 ③設計変更の契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
5	<p>附帯的に工事量の変更は必要となる場合とはどのような場合か。</p>	<p>工事量の変更を目的としない変更を行う際に、附帯的に事業量の変更が必要となる場合で、次のような事例を想定している。ただし、起終点の変更を行うことはできない。</p> <p>例) 用水路工において当初想定していなかった支障物件を回避するため分水工の位置を変更する。分水工の位置変更に伴い、本線との接続位置が変更となることから、本線の延長についても変更する。</p>

9 指定と任意の考え方

仮設工における設計変更については「仮設工事設計に係る取扱い」（令和2年(2020年)3月3日付け事調第1308号）による。

(1) 仮設工の定義

当該契約工事の工事目的物を築造するために必要な仮の設備及び施工手段で、当該契約工事の工期内でのみ機能し、若しくは使用され、一般的に当該契約工事の完了とともにその目的が達せられ撤去されるものである。

また、仮設工は、その内容・工法及び仮設条件を指定する指定仮設と、受注者の裁量にゆだねる任意仮設に区分される。

(2) 指定仮設と任意仮設

工事目的物を完成するための施工方法及び仮設等において、「指定仮設」とは、設計図書のとおり施工を行うものであり、「任意仮設」とは、受注者の責任において施工を行うものである。

契約書第1条第3項に明記されているように、特別の定めがある場合を除き、施工方法等は受注者の責任において施工（基本は任意）するのが基本である。

(3) 設計変更の取扱い

指定・任意にかかわらず、当初明示した条件が変更となった場合には、設計変更を行う必要があるため、施工条件明示（地質条件、廃棄物処理条件等）をできるだけ明確に行い、設計変更に対応できるようにすることが必要である。

また、当初明示した条件には、特記仕様書や工事数量総括表の規格・摘要欄に明示した施工条件のほか、設計図、参考図、設計計算書及び数量算出書から判読できる地盤線及び土質条件等の事項や、社会通念上、一般的に考えられる事項も含まれることに留意する必要がある。

ただし、当初明示していない条件が変更となった場合においても、当初発注時点で予期し得なかった状況が現場で確認された場合は、受発注者双方協議の上、設計変更を行うことができるものとし、設計変更に当たっては、次の事項に留意し受注者へ支持するものとする。

- ①当初設計の考え方や設計条件を再確認した上で協議を行う。
- ②当該工事での変更の必要性を明確にし、契約書第18条に基づき行うことを基本とする。
- ③設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

	指 定	一 部 指 定	任 意
設 計 図 書	施工方法等について具体的に指定する（契約条件として位置付け）	制約のある施工条件等を指定する（契約条件として位置付け）	施工方法等について具体的な指定はない。（標準的な工法等を参考図として示す場合があるが、受注者の施工を拘束するものではない。）
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書等の提出は必要)	
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない	
当初明示した条件の変更に対する設計変更	設計変更の対象とする。		
当初明示していない条件の変更に対する設計変更	当初発注時点で予期し得なかった状況が現場で確認された場合は、受発注者双方協議の上、設計変更の対象とする。		
天災等の不可抗力に対する対応	契約書の規定に基づき処理するが、「手戻り額」は設計積算の根拠としたものを対象として算定する		

10 不可抗力による損害の取扱い（工事中災害について）

（1）工事中に受けた損害の負担

土木工事は、一般に屋外で行われ、また工期も長いため、工事の途中で契約した時には予測できなかったような事象がおこり、予定外の出費を生じることがある。

工事中における災害もその一つで、降雨等により出来上がった法面や盛土が崩壊する、洪水等によって仮締切が流出する、あるいは現場に置いてあった材料や潜水ポンプなどの機械が破損するというような損害を受けることがあり、さらにこれらの損害の取片づけに費用が必要となる場合がある。

受注者は契約した工期及び請負代金をもって、設計図書に従った工事をする義務を負っているため、出来形が破損を受けたとしても、それは受注者の負担で復旧するのが本来である。

しかし、あまりにも多額な損害や、受注者の責任によらない原因で生じた損害までも受注者の負担とさせることは決して合理的なこととはいえない。

なぜならば、発注者にしてみれば、損害を一切負担しないことは一見有利と思われるが、もしそうなれば受注者は対抗上、入札金額に危険負担分を算入することとなり、請負代金は全体的に高い水準になることが想定される。

また、受注者としても全ての危険を予測できるわけではなく、その規模も確定できないことから、予想した以上の損害は自己の負担となってしまう。

このようになった場合、請負工事そのものが非常に投機性の高いものとなり、建設業界の健全な発展のうえからも有益なものとはいえない。

この観点から建設業法（昭和24年法律第100号。以下、「法」という。）においても、工事の請負契約には、天災その他の不可抗力による損害の負担方法を定めなければならない（法第19条）としており、道においても北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）の別記（第10条関係）建設工事請負標準契約書式契約書（以下、「契約書」という。）第28条にこれに関する規定を設けている。

詳細については、「道営農業農村整備事業における工事中災害について」（平成13年1月16日付設計第1535号）を参照のこと。

（2）工事中災害であるための前提

- 1 原因が天災その他の不可抗力であること。
- 2 損害を回避するための措置をとっていたこと。
- 3 現場を善良な管理者の注意義務で管理していたこと。
- 4 受注者が損害状況を工事監督員に直ちに通知していたこと。
- 5 工事の期間中に被災したものであること。

（3）損害の負担範囲

損害額については発注者と受注者がそれぞれ負担する。

1 受注者の負担範囲

損害額及び損害の取片付けに要する額（以下、「損害合計額」という。）のうち請負代金額の1/100までの額

2 発注者の負担範囲

1) 負担額

損害合計額のうち請負代金額の1/100を越える額（受注者がこの工事を遂行する場合に限る）

2) 発注者の負担方法（契約書第28条第4項及び第5項）

発注者は、損害合計額の負担を原則とするものとするが、被災によって生じた設計変更に含まることができる場合は、請負代金額の増として処理することもできる。

3) 負担範囲

発注者が負担するためには、次のような要件が満たされていることが必要である。

①確認可能性（契約書第28条第5項）

工事目的物、工事材料、仮設物又は建設機械機具については、発注者と受注者の間で確認することができるものでなければならない。すなわち、工事材料の検査等（契約書第12条第2項）、工事監督員の立会い（契約書第13条第1項及び第2項）、部分払のための確認（契約書第36条第2項）、その他受注者の工事に関する記録等により確認しうるものに係る額に限られる。このうち受注者の工事に関する記録としては、契約書第10条の規定に基づく履行報告書類、契約書第13条第3項及び第5項の規定に基づく工事写真等の記録、受注者の資材購入伝票、建設機械器具の借用書等があげられる。

②通常妥当性（契約書第28条第6項第2号及び第3号）

契約書第1条第3項により設計図書に指定のない限り、工事材料、仮設物、建設機械器具については自主施工の原則により受注者の裁量に委ねられているので、発注者が通常妥当と認められる範囲をこえる特殊、不必要、上等なこれらの損害を負担する必要はなく、通常妥当と認められるものであれば生じたであろう損害のみを負担すれば十分である。また、通常妥当と認められない仮設物等を用いたために損害が生じた場合は、発注者はその損害を負担する必要はない。なお、設計図書に工事材料、仮設物、建設機械器具の指定がある場合には、その指定に従っているものは通常妥当と認めるものとする。

③現場搬入性（契約書第28条第5項）

工事材料、建設機械器具については、工事現場に搬入されているものでなければならない。工事現場以外の工場、倉庫等にある工事材料（工場製品を含む）あるいは輸送途中における工事材料については、部分払のための確認を受けたものであっても、発注者の負担対象とはならない。仮設物については、工事現場に搬入される前の仮設準備品は対象とならない。